



Title	小協商と対ソ承認問題, 1932-1934
Author(s)	坂本, 清; Sakamoto, Kiyoshi
Citation	スラヴ研究, 36, 79-111
Issue Date	1989
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5180
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113299.pdf



小協商と対ソ承認問題 1932—1934

坂 本 清

はじめに

1920年から1921年にかけて中欧の戦後秩序の維持をめざして成立したいわゆる小協商のうち、チェコ、ルーマニアは、1934年6月になってやっとソ連を正式に承認した。また、ユーゴスラヴィアに至っては、1940年6月にソ連と正式な外交関係を結んだ¹⁾。小協商諸国の対ソ承認は、資本主義国の中でも最も遅い時期の承認に属し、社会主義国の歴史研究の中では、長い間反ソ政策の証左として位置づけられてきた²⁾。本稿の課題は、ヨーロッパの国際関係の再編が始まる1932年から小協商2国によって対ソ承認がなされる1934年までの時期に焦点をあてて、小協商による対ソ承認問題の展開を跡づけ、なぜ小協商諸国の対ソ承認が遅れ、分裂承認という形をとらざるをえなかったのかを検討することである。ただし、利用可能な資料の範囲と絶対量が極めて限られているため³⁾、刊行資料の利用できるチェコの対ソ政策にあくまでも分析の中心がおかれるとともに、大部分は刊行史料と研究文献から再構成した外交交渉の経緯が検討の対象となる。その際、本稿では、小協商の対ソ政策を規定した要因として、国際環境、小協商諸国間関係、国内的要因の3点に着目したい。最初に挙げた要因の中では、西欧4大国間関係⁴⁾、諸大国とソ連との2国間関係、なかでも仏ソ関係が大きな比重を占める。第2に挙げた要因では、ソ連との間にベッサラビア問題をかかえるルーマニアの対ソ政策が重要な一要素となる。また、第3の国内的要因としては、国内の経済利害や亡命者などの反ソ勢力および右派勢力の存在が挙げられる。これら3つの要因は、相互に作用し合って、ソ連を含めた国際関係再編のダイナミズムを形づくる。本稿では、こうした視点にたって外交交渉の経緯を追っていくが、資料的制約から、叙述に一部偏りがあるうえ、小協商＝ソ連関係を論ずる際不可欠なポーランド外交の役割やルーマニア、ユーゴスラヴィアの内政と外交との関係は⁵⁾、ほぼ考察の対象外になっている。その意味で、本稿は、より精緻な研究への準備作業的な性格をもった試論にしかすぎないことを予めお断りしておきたい。

1. 対ソ政策の系譜

ここでは、1930年代の前史として、対ソ承認に積極的だったチェコの政策と対ソ認識を中心に、小協商の動きに簡単に触れてみる。まず、チェコの対ソ政策の系譜をみてみるならば、チェコは対ソ政策で、かなり早い段階からリベラルな立場をとっていた⁶⁾。対ソ干渉においては、当初からジェニーキン (А. И. Деникин)、コルチャーク (А. В. Колчак) 軍支援には消極的であり、チェコ軍団がパリ平和会議で意味をもたなくなった1919

年秋の時点で、外相ベネシュ（E. Beneš）は、チェコ軍団と距離をおき、自己の責任を回避する姿勢を示した⁷⁾。1920年春には、チチェリン（Г. В. Чичерин）との間に覚書を交換し、チェコ側は、通商交渉の開始を要望して交渉使節の派遣を求めた⁸⁾。その後何度か行われた交渉の結果、1922年6月には、紛争時の中立の約束、通商関係の樹立などを内容とする暫定条約が、チェコ＝ソ間で結ばれ、チェコはソヴィエト・ロシアに事実上の承認を与えた⁹⁾。こうした政策の背景には、「力によるボリシェヴィズム打倒は無理であり、対ソ干渉はロシアの混乱を長びかせるだけである。そうなれば、チェコにとって危険な右派的政権がロシアにできる可能性もある。むしろ、ロシアと接触することで、ロシアをヨーロッパの影響下に置き、その政治・経済システムをヨーロッパに適応させることができる。ロシアがヨーロッパ外交に参加することでチェコの立場は強まり、ヨーロッパの再建問題も有利に展開する。ロシアは、イギリス、フランスと接触することで、ドイツとの協力路線から撤退し、ベルサイユ体制への否定的姿勢を改める」といったチェコ側の認識があった¹⁰⁾。また、チェコは、自国がソ連と民族問題や領土問題をもたず、西欧とロシアをつなぐヨーロッパの中央に位置するという、対ソ政策に有利な条件を十分に認識していた¹¹⁾。対ソ外交で中心的役割を担った外相ベネシュは、当初から対ソ接近政策に積極的姿勢をみせていたのであり、ポ＝ソ間の領土問題、ベッサラビア問題等、チェコ＝ソ関係を悪化させる義務を回避し、フリー・ハンドを確保することにより、フランスや小協商に対して対ソ関係調整の仲介役をかってでたのである¹²⁾。しかし、初期の対ソ政策には慎重さが目立った。それは、何よりもソ連自体の内政や外交がいかなる展開をみせるのかが不明確であったからである。ベネシュは、経済的リベラリズム、適当な社会改革、民主主義、民族対立を招かぬ連邦といったソ連を望んでおり、原則論としては、対ソ承認支持の立場をとっていたが、対ソ承認自体は、戦術的観点から考慮していたのである¹³⁾。すでに1922年の時点で、ベネシュは、ソ連自体が不安定なうちは承認に踏み切らず、十分な安定が保たれる時点まで承認を延期する、ソ連が世界革命への希望をもたない程度にまでヨーロッパ情勢が革命的でなくなる時点を待つ、大国が一致した行動で承認すべきであり相互間の対立・競合のもとにはならない、という戦術的方针を打ち出していた¹⁴⁾。

こうした中で、ヨーロッパ外交における大きな転機である1924年が到来する。この年1月に成立したイギリスの労働党政権は、2月、公約どおり対ソ承認に踏み切り、以降、ヨーロッパでは対ソ承認の波が起こった¹⁵⁾。ヨーロッパの主要な国の対ソ承認は小協商にも影響を及ぼさざるをえなかった。一方、1924年初めの段階では、1月にレーニンが死去したため、ソ連の内政の成り行き自体は、不明確であった。小協商諸国間での対ソ問題に関する討議の場は、まず1924年1月に訪れた。対ソ問題が扱われた1月のベオグラード小協商会議では、明確な対ソ政策が打ち出せず、結局、フランスの対ソ姿勢やイギリスの承認の結果など、ヨーロッパ外交の展開を注視する姿勢がとられた¹⁶⁾。この時期に小協商内で問題になっていたのは、ソ連との間にベッサラビア問題をかかえるルーマニアの消極的姿勢であった。3月、4月と、ウィーンで行われたソ連＝ルーマニア交渉では、ソ連側がベッサラビアでの住民投票を要求したのに対して、ルーマニアがこれを拒否し、交渉は決裂した¹⁷⁾。ソ連側は、ベッサラビア問題でルーマニアを支持する行動は反ソ行為とみ

なすと強い調子で宣言した¹⁸⁾。この後、対ソ政策でより柔軟な姿勢をとるフランスのエリオ（E. Herriot）内閣が6月になって成立した。ユーゴスラヴィアでダヴィドヴィッチ（L. Davidović）内閣が成立する直前の7月、再び、小協商諸国間で意見調整の場がもたれた。このプラハの小協商会議では、ベッサラビア問題の解決までソ連を承認しないという立場を貫くルーマニアが孤立し、ルーマニアは、ベッサラビア問題不介入の姿勢をとるチェコ、ユーゴスラヴィアに不満を強めた¹⁹⁾。結局、対ソ国交正常化のパイオニアたらしとするチェコの働きかけにもかかわらず、小協商の場では、対ソ政策の不一致が確認され、相互にフリー・ハンドを認め合っただけで小協商の団結を維持するにとどまった²⁰⁾。ベネシュは、対ソ問題でより妥協性のあるルーマニア政府が誕生する機会を待ちながら、対ソ承認の機会の到来を期待するという待期主義的姿勢へと転じた。こうして、対ソ政策で、小協商は手詰まり状態に陥り、対ソ政策の新しい展開は、1930年代の新しい国際環境のもとで起こることになるのである²¹⁾。

2. 対ソ接近政策の開始

1932年2月から始まったジュネーヴ軍縮会議は、国際情勢が悪化する中で小国が大きな期待をよせるものであったが、この会議の展開の中で出てきた小協商側の危機感は、修正主義への警戒ばかりではなく大国主導の動きへの警戒にも起因していた。とくに、イタリア、ドイツの攻勢の活発化とこれに対するイギリス、フランスの妥協的態度は、一方で、小協商のフランスに対する働きかけを積極化させるとともに、小国間の団結を誇示する必要性を小協商側に痛感させた²²⁾。1932年12月、ベオグラードで開かれた小協商会議では組織条約の骨子がまとめられ、翌年2月16日、小協商組織条約が結ばれた²³⁾。1933年4月5日、国民社会党中央執行委員会で、ベネシュは、国際情勢の流動化を評価して、次のように語っている。

「事態を警戒しパニックになってみることは誤りであろうが、諸々の出来事は、極めて重大であり、歴史的にみて、おそらくこの先1年、もしくは2年が、我が国や中欧全体の命運を決することになる。」²⁴⁾

こうした状況下で、フランスとの協力関係に軋みが生じつつあった小協商が、国際的地位を強化するため関心をよせはじめたのが、対ソ問題であった。すでに、この問題は、1932年12月のベオグラード小協商会議で取り上げられていたが、1932年の段階でも、小協商とソ連との関係を正常化する障害の1つであったのは、ベッサラビア問題をかかえるルーマニアの存在であった²⁵⁾。関係正常化へ向けてのルーマニア＝ソ連交渉は、1932年のうちにも幾度か行われていた²⁶⁾。9月には、ソ連＝ポーランド不可侵条約交渉が進められる中で、ポーランド外相ザレスキ（A. Zaleski）の仲介でソ連＝ルーマニア間の不可侵条約交渉もある程度の進展をみせた²⁷⁾。10月段階で、ワルシャワ駐在ルーマニア公使カデレ（V. G. Cădere）とソ連公使アントノフ＝オフセエンコ（B. A. Антонов-Овсеенко）との間で不可侵条約の最終的草案の作成にまで至ったが、草案の内容を知ったティトゥレスク（N. Titulescu）が、ベッサラビア問題への明確な保障のないテキストの受け

入れに反対して交渉を中断させたという経緯があった²⁸⁾。

対ソ接近に最も関心をもっていたチェコは、ルーマニアとソ連との関係改善が遅々として進まぬ中で一種の手詰まり状態にあった。実際のところ、チェコ外交は、ルーマニアの対ソ姿勢に「忍耐をしていた」が、ベオグラードでも、ブカレストでも（ここではやや控えめではあったが）、対ソ関係正常化の必要性を主張するチェコの見解をかくさなかった²⁹⁾。しかし、1932年10月29日、ブカレストのチェコ公使は、「対ソ政策に関するチェコの見解はベオグラードにおける場合より、控えめに示さなければならない」、「チェコの立場をかくす必要はないが、決してルーマニアに強制してはいけない」という訓令をうけていた³⁰⁾。

事態打開のため、ベネシュは、チェコがルーマニアとソ連との橋渡し役をかってでるといふ戦術をとった。史料で検証できる範囲では、1933年初めにそうした機会が訪れた。1933年1月16日、チェコ側は、プラハ駐在ソ連代表アロセフ（А. Я. Аросев）と通商代表キレヴィッツ（Ф. Ф. Килевич）の訪問をうけた。アロセフとキレヴィッツの報告によれば、この会談の主たるテーマは両国間の通商問題であったが、ベネシュは、席上、「ベオグラードでは[1932年12月の小協商会議をさす——筆者]、ティトゥレスク外相が、ルーマニア政府は条約[組織条約をさす——筆者]成立の後、速やかにソ連との外交関係を樹立したいと考えていると小協商会議に報告した」と伝え、「近くジュネーヴで小協商会議が開かれ、そこで3国による対ソ同時承認の問題が検討されるであろう」と説明した³¹⁾。さらに、ベネシュは、ベッサラビア問題の扱いに関して、ソ連側に譲歩の用意があるのか、さぐりを入れたが、これに対して、アロセフは、「この問題の扱い方には充分柔軟性がある」と答えた³²⁾。

ソ連側にどの程度まで柔軟な姿勢を示す用意があったのであろうか。この点を明確に示す史料がないので、本稿では交渉の経緯を丹念にたどるという作業によりこの問題を検討していくが、ここでいったん、小協商＝ソ連接近の背景として、ソ連外交の動きをみておくことにする。極東情勢の険悪化とドイツの国内状況の悪化に神経をとがらせていたソ連は、1932年を通じて隣接諸国との関係改善につとめ国際環境の安定化を図っていたが、不可侵条約を隣国と結ぶという政策はいくつかの成功をおさめていた。ソ連は、1月にはフィンランドと、2月にはラトヴィアと、5月にはエストニアと、それぞれ、不可侵条約を結んだ³³⁾。さらに、7月に結ばれたポーランドとの不可侵条約は、ポーランド側がルーマニア＝ソ連不可侵条約の成立を条約批准の条件にしていたにもかかわらず、11月、ポーランドはこの条約を批准した³⁴⁾。また、同じ11月、フランスとの間でも不可侵条約が結ばれた³⁵⁾。

このような国際環境の安定化をめざすソ連外交の次のステップとなったのが、1933年2月6日のジュネーヴ軍縮会議におけるリトヴィノフ（М. М. Литвинов）演説であった。2月6日、軍縮会議で、リトヴィノフは、ソ連側の新提案を含んだ注目すべき演説を行った³⁶⁾。まず、彼は、演説の冒頭で、1932年11月のフランスの軍縮案に関するソ連側の否定的立場を何点か説明したのち、フランス案の第1章、すなわち、パリ不戦条約の義務と解釈の拡大に関する協議についての提案に関しては、ソ連側としても賛成であると述べた。

続いて、こうした協議の前にまず侵略国に侵略の口実を与えないことが重要であるとして、ソ連側の具体的な提案、すなわち、侵略の定義に関する条約を示したのであった³⁷⁾。この条約案には、侵略の定義に関する具体的なケースが細かく列挙されていたが、他国内政的事情などが侵略の口実にされることのないよう、被侵略国側の具体的なケースについても述べられていた³⁸⁾。この条約案は、会議では承認されなかったものの、とくにいくつかの小国から大きな支持を得た³⁹⁾。この提案は、従来よりも国際的コミットメントを強化しようとするソ連側の努力の表れと評価できるであろう。また、条約自体は、1931年、32年とソ連が進めてきた、不可侵条約を積み上げる戦術の延長線上に位置づけられるもので、実質的には2国間の不可侵条約を一步進めて多国間条約に変えたものともいえる。ソ連は、こうした条約を軍縮会議という多国間協議の場にもちこむことによって、各国の対ソ姿勢を検証するいわば「踏み絵」的役割をこの条約に演じさせることができたのである。確かに、国際的コミットメントを深めることにより国際環境の安定化を図るというソ連の政策は、一面において、フランスをはじめとした現状維持勢力との接近の可能性を示すものであった。しかし、仏ソの接近ひとつをとってみても、そこにはいくつかの拘束要因が存在し幾多の紆余曲折を経なければならなかった⁴⁰⁾。このことが、小協商＝ソ連関係についてもあてはまることは、本稿で検討していくとおりである。

さて、小協商がソ連の外交政策に利害の共通性をみだしはじめた軌跡をここで再びチェコ＝ソ関係に注目して試みるならば、刊行史料によると、前述の1月のアロセフ＝ベネシュ会談の後、対ソ関係で大きな動きがあったのは、3月7日のアロセフ＝ベネシュ会談であった。アロセフのリトヴィノフ宛電報によると、この会議の中で、ベネシュは、小協商組織条約に触れて、「小協商条約の決定は3年前のシュトゥルプスケー・プレソでの会議の際行われたもので、その主要な目的は、チェコの利害に反してドイツとの妥協に傾きかねないフランスから自国を解放することである⁴¹⁾と、さりげなく条約が反ソ的目的をもたない点を示唆した後、「小協商はソ連との関係を正常化するつもりであり、まずその第一歩として不可侵条約を結びたいと考えている」と述べた⁴²⁾。さらに、ベネシュは、「条約形式の問題から、こうした形でソ連が小協商と条約を結ぶことが困難であるならば、各国と個別に条約を締結することも可能である」と働きかけた。また、ルーマニアの問題に関しては、「ソ連が可能な範囲で若干の修正を条約に加えれば、ルーマニアには、条約に調印する用意がある。今、ソ連側がチェコに条約案を提示し、それをチェコが同盟国に示すのであれば、短期間のうちに条約が調印されるであろう。その後、速やかに関係正常化がなされるであろう」という見解を述べ、ソ連側がまず、条約を提案し、条約のテキストに関してチェコと交渉するように求めた⁴³⁾。結局、翌日の話し合いで、ベネシュは、アロセフの要請に応え、チェコ側が仏ソ不可侵条約を基礎とした条約案を作成し、ソ連側に10日間を目度として送付することを約束した⁴⁴⁾。ベネシュは、対ソ関係正常化に関して、チェコには最も良好な雰囲気があることを挙げて、外交関係正常化の必要性を繰り返し強調したということであり、ベネシュの積極性をソ連側に印象づけた⁴⁵⁾。

ところが、約束していたにもかかわらず、ベネシュは条約案をソ連側に示さなかった。3月18日、ベネシュとパリのソ連大使ドヴガレフスキー（В. С. Довгалеvский）との会談

が行われたが、席上、ベネシュは、ルーマニアがカデレの条約形式を受け入れないので、今回の提案とすべての問題解決は実現できないと考えてもらいたいと述べた⁴⁶⁾。これに対し、同日、ドヴガレフスキーは、リトヴィノフの指示に従い、次のような言明をベネシュに対し行った。

- 「1. ソ連は小協商3国全体と不可侵条約を調印する用意がある。条約は、ヨーロッパにおける平和の重要な一要因になるものと判断している。
2. ティトゥレスクも、ソ連側とカデレ代表との間でまとまった条約案にもりこまれた見解[ティトゥレスクが外相に就任する直前に、彼が拒否した条約案を示す——筆者]にたつならば、条約交渉は、成功裡にはこぶと考える。チェコやユーゴスラヴィアとの条約締結は困難ではなかろう。
3. 係争問題、とくにベッサラビア問題の解決については、目下のところ、問題の本質的解決を図るのに適当な時期ではないとリトヴィノフはみなしている。」⁴⁷⁾

ソ連側の提案に対して、結局、ベネシュは、ルーマニアの反対を理由に問題の解決を適当な時期まで延期することを提案し、会談は物別れに終わった⁴⁸⁾。

その後、数ヶ月ほど何ら大きな進展が両国間で生じた形跡はない。しかし、チェコの研究によれば、5月4日、ベネシュは、ソ連代表アロセフへ、不可侵条約案と両国間関係に関する覚書を添えた書簡を手渡したということである。覚書のなかで、「今やソ連を承認し、ソ連と小協商3国との係争問題をすべて解決することが可能である」という見解が述べられていた⁴⁹⁾。

はたして、ベネシュの提案はこの間に何らかの交渉の進展があった結果行われたのであろうか。それとも、チェコ側がイニシアチヴをとる何らかの必要性に迫られたのであろうか。この時期については、チェコ側・ソヴィエト側の刊行史料・研究文献とも、管見の限りいかなる言及もしていない。しかも、3月のドヴガレフスキーとの交渉中断の原因がルーマニアの姿勢にあったことからみて、この点で小協商諸国間で話し合いの進展があったとは考えにくい。ところが、フランス側の史料によると、4月の間にジュネーヴでチェコとソ連との間で会談がもたれたことがわかる⁵⁰⁾。ここでのベネシュの発言内容はむしろ楽観的ともいえた。交渉を進展させるためにはいくつかの障害を克服しなければならなかったにもかかわらず、ベネシュがこうした姿勢を表面上ソ連に対して取り続けた背景としては、おそらく、4国協定提案とその交渉の成り行きなど、国際環境の悪化への懸念が3月から5月にかけて高まっていたという事実や、まずチェコが対ソ接近の環境作りをして小協商をリードしていかなばならないという戦術的考慮があったと考えられる⁵¹⁾。一方、ソ連側にとっても、4国協定が当初意図された形で成立していたならば、大きな打撃となったにちがいない⁵²⁾。国際環境の改善を図るため、ソ連側は、この時期、不可侵条約路線をもう一步進める行動に出ている。ソ連は、2月6日のジュネーヴ軍縮会議での侵略の定義に関する条約の提案後、この提案が実現に至らぬことが明らかになると、他国と結んでいた不可侵条約の特別な補足として侵略の定義に関するプロトコールを調印することを提案し、直接隣接国との交渉にもちこんだのである。モスクワ駐在チェコ代表コシク(J. Košek)の5月8日付の電報によると、このような提案が、モスクワのポーランド公使に

示され、ソ連政府が同様な条約をフィンランド、ラトヴィア、エストニア、トルコその他の隣国にも提案する意向であることが伝えられた⁵³⁾。ポーランド政府は、同様なプロトコールがルーマニアにも提案されるよう、要求したが、ソ連政府は行わなかった⁵⁴⁾。

こうした中で、チェコとソ連は外交目標の一致を意識してきた。ソ連側からの働きかけにも、この兆しはみてとれる。モスクワ駐在チェコ代表コシエクの5月15日付報告によれば、カール・ラーデク (K. Raдек) は、コシエクとの会談で、「ソ連はいかなる犠牲を払っても現在のヨーロッパのステータス・クォー (status quo) を維持しなければならない。もし維持できなければ、他国においてファシズムに道を開くことになり、敵国を強化することになる」という見解を示したということであり⁵⁵⁾、さらに、6月8日の会談でも、「ソ連の責任ある指導者たちはチェコを小協商で指導的立場にある国とみており、チェコだけが対ソ国交正常化と将来の政治協力のイニシエーターになりうる」という確信を、ソ連側が率直に語ったということである⁵⁶⁾。また、すでに、6月中旬には、モスクワのチェコ代表が小協商全体を代表し、同様に、プラハのソ連代表が、ブカレストやベオグラードのソ連代表の権限を代行するという噂がモスクワで流れたということである⁵⁷⁾。しかし、実際のところは、大きな障害が残っていた。

このころ、ベネシュは、ユーゴスラヴィア外相イエフティッチ (B. Jevtić) やティトゥレスクに圧力をかけ、対ソ承認に踏み切るよう求めたが、2人とも、ソ連がベッサラビアを放棄するという前提のもとで、交渉に同意するという見解を示していた⁵⁸⁾。また、同じころ、ユーゴ政府は、「ユーゴスラヴィアはソ連承認によっていかなる利益を得ることもできない。さらに、国王アレクサンダル (K. Aleksandar) はツァーリの家族と縁戚関係にあり、ソ連と関係を結ぶことなど、考慮の余地がない」という見解をドイツに示していた⁵⁹⁾。実際のところ、ベッサラビア問題に対するソ連側の姿勢は、交渉にのぞんでみると、それほど柔軟なものではなかった。外務人民委員部参事官ストモニャコフ (B. C. Стомоняков) のポーランド公使宛書簡によると、6月中旬、ロンドンで、ベネシュは、リトヴィノフに対し小協商=ソ連間での統一した不可侵条約の締結を提議したが、この際、その条件として、ベッサラビア問題を含めたすべての係争問題を一挙に解決することを挙げた⁶⁰⁾。これに対し、リトヴィノフは、ソ連承認は、小協商にとってより重要な問題であるから、ソ連よりも小協商のほうが必要としているものであるとして、この提案を一蹴した⁶¹⁾。ストモニャコフによると、ソ連側には、ティトゥレスクをはじめルーマニア政府が不可侵条約の締結に関する従来の否定的立場を変えていないという正確な情報があったということであり、彼は、小協商側の姿勢変化について論議を重ねることは時期尚早であると結論づけていた⁶²⁾。

小協商とソ連との接近工作がこのような手詰まり状態にあった中で、ナチス政権成立後の混沌とした国際関係にひとつの方向性をもたせる契機となったのは、1933年6月からロンドンで開かれた世界経済会議であった。6月14日のフーゲンベルク (A. Hugenberg) の覚書は、ドイツの条約修正への明確な意思表示をするとともに反ソ的方向性を示すものであった⁶³⁾。ドイツのこうした行動は、ドイツへの警戒心を高めていた諸国に新しいイニシアチヴをとらせることになる。

3. 不可侵条約問題の解決

ロンドン世界経済会議において、反修正主義で新しいイニシアチヴをとったのはソ連であった。7月3日、ソ連、アフガニスタン、エストニア、ラトヴィア、ペルシア、ポーランド、ルーマニア、トルコの間、「侵略の定義に関する条約」が調印され、7月4日には、同様な条約が、ソ連、小協商、トルコの間で調印された⁶⁴⁾。ここに至る経過は、必ずしも詳細には確認できないが、この条約の発端は、2月6日の軍縮会議における前述のリトヴィノフ演説で示された提案である⁶⁵⁾。この条約案は、当初、わずかの国の支持を得たにとどまったが、その後、軍縮会議の安全保障委員会にもちこまれ、5月24日に、ギリシャのポリティス（N. Politis）報告という形で具体的な成果があがった⁶⁶⁾。この間、ソ連は、隣国との直接交渉にもちこんでいた。7月3日のリトヴィノフ演説で述べられているように、直接交渉の場では、とくにトルコが積極的な姿勢を示したが、リトヴィノフがジュネーヴ、ロンドンと外国に滞在していた間、交渉の進展がなく、ロンドン経済会議の機会を利用して調印にまで至ったわけである⁶⁷⁾。

この条約をみると、2月6日提案と同様、侵略とみなされる具体的事例が条約文に示され、さらに、被侵略国の内政・外交が侵略の口実とはなりえないこと、被侵略国の外で組織された軍隊が被侵略国に侵攻する際、こうした軍に支援を与えぬことなどが規定されている⁶⁸⁾。この条約には、パリ不戦条約をより有効にし、既存の不可侵条約を強化する目的があったと思われるが、とくに、外国で組織された軍隊が被侵略国に侵攻する際の規定は、主として白系の軍・亡命者などを念頭においているものとも考えられ、ソ連にとっては実際の意味をもっていたであろう。また、2つの条約を比較してみると、7月3日の条約は、7月4日の条約と内容において大きな相違はないが、ソ連と直接国境を接する国に対してのみ、将来の加入を見込んでいた。事実、2国間条約の形にはなったが、7月5日、ソ連とリトアニアの間に（正確には国境を接してはいないが）、同様な条約が結ばれ⁶⁹⁾、7月22日には、7月3日の条約にフィンランドが加入している⁷⁰⁾。一方、7月4日の条約は、開放条約の形をとっており、将来における他国の加入を見込んだものであった⁷¹⁾。2つの条約とも、ソ連外交にはめずらしく多国間条約の形をとっており、ロカルノ条約成立以降に進められたソ連の不可侵条約戦術、パリ不戦条約の早期発効をねらった1929年2月のモスクワ・プロトコール⁷²⁾、1931年から再び積極化した不可侵条約戦術の延長線上に位置づけられる。

ここで注目すべき点は、7月4日の条約に小協商3国が調印したという事実である。（ルーマニアは、7月3日の条約には隣国として、7月4日の条約には小協商的1国として、調印した。）また、とりわけ、この先2、3年の国際政治の展開を考えあわせてみると、ユーゴスラヴィアが、この条約によってソ連に事実上の承認を与えたことの意味は大きい⁷³⁾。というのも、対ソ接近の決定的局面で、ユーゴスラヴィアの対ソ承認が問題になってくるからである。この点に関しては後に触れる。

いずれにせよ、1933年初頭から問題になってきた小協商とソ連との接近、その第1ステップとしての、小協商全体とソ連の不可侵条約問題は、実は、侵略の定義に関する条約の調

印という形をとって、一応の決着をみた。実際、この条約を、ソ連との不可侵条約と同等のものとする見解をティトゥレスクがロンドンで示したことは、後にリトヴィノフ自身が認めている⁷⁴⁾。しかし、小協商が対ソ関係正常化を行う際の障害の1つであったベッサラビア問題が、ここにおいて解決したと考えることはできない。なぜならば、この7月3日、4日の条約の条文には、外国の領土に対する侵略についての定義がなされているのであって、ソ連側がベッサラビアを外国の領土と承認したわけではなかったからである⁷⁵⁾。ただ、こうした問題によって武力紛争が起こる事態を当面は回避しなければならないという、安全保障を摸索するソ連側の真剣な姿勢は、ここにみてとることができよう。

この条約の成立は、チェコ外交やソ連外交にとって、小協商=ソ連の関係正常化に踏み切るうえでの1つのステップになった。ベルリンのソ連大使ヒンチュク（Л. М. Хинчук）は、ロシアと調印国全体との政治的・経済的接近の分野でこの条約がもつ成果に大きな期待を表明し、「今やロシアと小協商との外交関係の正常化にまで即座に至ることができるのではないか」という見解を述べた⁷⁶⁾。7月20日、チェコ公使マストニー（V. Mastný）は、このようなヒンチュクの発言をベルリンから報告している。時を同じくして、ベネシュは、国際場裡での成果を踏まえて、国内的障害を取り除くため、外務省政治局局長パヴルー（B. Pavlů）を通じ、対ソ問題で与党と交渉したが、これまでと同様に、国民民主党のクラマーシュ・グループの反対にあった⁷⁷⁾。（それまでベネシュは、ほとんど政府の承認を得ずに自己の権限で交渉を行っていた。）

一方、ソ連は、7月3日、4日の条約調印後、フランスへも働きかけ、7月4日の条約に対するフランスの加入を求めた。7月以降何回か、ソ連側からフランスへの働きかけが行われたが、フランス側は、イギリスが条約加入に否定的であるために、イタリアやドイツの加入は望めず、対英関係を考慮すると、すぐに加入することはできないと、否定的な回答を示した⁷⁸⁾。しかし、7月6日付でパリから本国へ打電したりトヴィノフの電報には、フランス外交は、もっぱらイタリアへの接近の手段として四国協定に関心をもっており、ドイツからイタリアを引き離し、ドイツの孤立を図ろうとしているとの評価が示される一方、ポール=ボンクール（J. Paul = Boncour）が、ソ連と小協商との接近を歓迎して、「次の段階は外交関係樹立であり、この目的達成のためにフランスが影響力を行使する用意がある」と述べた事実が伝えられていた⁷⁹⁾。ここには、四国協定に対するリトヴィノフの警戒心は、少なくとも明示的な形では示されておらず、仏ソの利害の重なりを感じたものとも評価できるであろう。事実、仏ソ関係は、7月から10月にかけて、ソ連側のフランスに対する働きかけの活発化、親ソ的人物のソ連訪問など、いくつかのレベルで好転の兆しをみせていくことになる⁸⁰⁾。

しかしながら、仏ソ関係が好転しつつある中で、小協商とソ連との関係では、侵略の定義に関する条約の締結という形で不可侵条約問題が解決し、一挙に小協商3国による同時承認が前面に出てきたにもかかわらず、承認へ向けてのそれ以上の前進は何もなかった。9月12日付の電報で、モスクワのチェコ代表が、ソ連との国交正常化交渉が現在、いかなる段階にあるのかを問い質してきたのに対して、ベネシュは、9月20日付のモスクワ宛の電報の中で、内政的困難がつねに存在していること、および、ルーマニアの出方を待つて

小協商3国全体で同時に承認を行う必要性があることを挙げて、交渉の進展状況がはかばかしくないことを説明した⁸¹⁾。ベネシュは、モスクワへ宛てた同電報の中で次のように語っている。

「残念ながら、対ソ承認問題は、相変わらず同じ段階にとどまっている。

1. チェコ外務省は承認を支持しているものの、我々にはつねに内政的困難がつきまわっている。
2. 小協商全体で不可侵条約〔侵略の定義に関する条約をさす——筆者〕に調印したので、ルーマニアが承認の決定をすれば3国全体が承認するであろうから、この点では状況は改善したといえよう。ルーマニアが承認を決定した場合には、国内の反対は克服できるであろう。
3. 小協商の組織条約との関係で、対ソ承認は3国全体で同時に行わなければならない。
4. 小協商的理事会で、この問題が望ましい方向で解決されるように働きかけている。しかし、まだ、いくらか時間を要するようである。』⁸²⁾

この時点において、ベネシュは、小協商3国による同時承認に望みをかけており、ルーマニアに交渉の主導権を与えることにより、その結果を待つという姿勢をとっていた。したがって、ベネシュは、この電文にあるように、実際しばらく時間がかかるとみていたようである。ドイツが連盟を脱退した後の10月31日、ベネシュがチェコの上院外交委員会で行った演説は、対ソ関係に関して何ら具体的な言及をしておらず、ただ、侵略の定義に関する条約に若干触れただけであった⁸³⁾。ルーマニアの問題がかたづけばチェコ国内の反対も何とか乗り切れるという見通しにみられるように、1つの障害を乗り切れることをステップに他の障害を乗り切ろうとするこのようなベネシュの戦術は、フランスへの働きかけでも用いられることになる⁸⁴⁾。

それでは、1933年夏以降、仏ソ関係はいかなる展開をみせたのであろうか。小協商的対ソ承認問題を論じる際には、仏ソ関係の展開が重要な意味をもつので、ここで再び、手短かに検討を加えてみることにする。1933年夏以降、活発化した仏ソ交渉ではあったが、侵略の定義に関する条約への加入問題など、ソ連側の働きかけに対するフランス側の反応は、歯切れの悪いものであった。フランスの一部の指導者が対ソ提携論を展開した一方で、対独直接交渉をめざす勢力の存在も無視できぬものがあった⁸⁵⁾。一方、ソ連側も、フランスとの提携に関しては、指導部では見解が分かれていたといわれている⁸⁶⁾。仏ソ両国の政策決定におけるこうしたアンビヴァレンスの解消に向けて、一定の方向性をもたらす契機となったと考えられるのが、10月14日のドイツの連盟および軍縮会議からの脱退宣言であった。

ジュネーヴの軍縮会議から帰国後、当初はソ連との協力を懐疑的であったといわれるフランスのポール＝ボンクール外相も、外務省事務総長レジェ (Alexis Léger)、外務省政治局局長バルジュトン (Paul Bargeton) と協議を重ね、ポーランド・小協商との同盟を新しい同盟によって強化することを検討した。協議の結果、ソ連との協定はポーランドとの条約に類似した相互援助条約でなければならず、できればこれと調和しこれを基礎とした条約形態が望ましいという見解に達した⁸⁷⁾。しかしながら、この場合においても、ポー

ル＝ボンクールが対ソ接近で念頭においていたのは、ポーランドおよびルーマニアの背面を保障してこれら諸国とフランスとの共同行動を容易にすることであり、必ずしもドイツに対抗するブロックの一角としてソ連に同盟国の役割を期待したものではなかった⁸⁸⁾。ドイツの連盟脱退後、フランス側の対ソ姿勢の変化の兆しは、10月20日のフランス駐在ソ連大使ドヴガレフスキーとポール＝ボンクールとの会談にすでに窮える。会談のほとんどは、軍縮問題や極東情勢の討議に費やされたが、会談の途中で、ポール＝ボンクールは、「仏ソ同盟については現在の段階では考えられないが、ドイツの情勢にこの先変化がなければ、早晚仏ソ〔不可侵〕条約や、侵略の定義に関する条約を相互援助条約で補う問題が提起されるであろう」と言明した⁸⁹⁾。しかし、ドヴガレフスキーは、自分の反応を、「私はこの『ひとりごと』に反応せずに、軍縮会議の問題に話をもどした」とリトヴィノフに報告している⁹⁰⁾。この段階における仏ソ間の雰囲気象徴しているともいえよう。

仏ソ相互援助条約問題は、その後何度か仏ソ間で協議がなされた後、結局、10月31日、仏ソ双方が可能と考える仏ソ協力の方式について検討を重ねることで、意見の一致をみた⁹¹⁾。この後、仏ソ相互援助条約問題に関する重要な会談は、11月19日、ジュネーヴにおいてドヴガレフスキー大使とポール＝ボンクール外相との間で行われた。この際、フランス側は、「軍縮会議が行き詰まり、フランスは、イギリスとイタリアから対独譲歩を迫られているが、こうした袋小路から抜け出すための解決策はソ連の連盟加入である」として、ソ連の連盟加入を求めたが、ソ連側はこれを拒否した⁹²⁾。さらに、22日の会談でも、ポール＝ボンクールは、「自分は対独直接交渉や対独譲歩には絶対に反対である。なぜならば、イギリスやイタリアはドイツの再軍備を承認する方向でフランスに圧力をかけ、承認することを交渉の出発点としているからである。当面はこうした圧力に抵抗できるであろうが、この問題に関して世論は全く分裂しており、ドイツとの合意をめざす影響力をもった政界・商工業界のグループが動いている。もし、自分の抵抗がなければ、ダラディエ(E. Daladier)は、すでにドイツとの直接交渉を進めていたであろう。こうしたグループの動きを阻止する唯一の可能性は、積極的意味をもつ外交プログラムを作成することである」、こうした認識を示して、ドイツに対抗できる強固な障壁を作ることで世論を説得する必要性を説いた⁹³⁾。フランス側からの度重なる働きかけに対して、ソ連側は真剣にフランスの提案を考慮しはじめたと思われる。12月中旬、ドヴガレフスキーは本国の召還に応じて帰国し、12月28日、フランスへもどったドヴガレフスキーがポール＝ボンクール外相にソ連側の具体的提案を行ったのである。これは、いくつかの条件をつけたうえでソ連が連盟への加入に同意し、フランス、チェコ、ポーランド、バルト3国、フィンランド間の相互援助条約、ないしは、これらのうちの数か国による相互援助条約に、必ずフランス・ポーランドが参加するという条件で加入する用意があるというものであった⁹⁴⁾。この提案は、1934年春以降の東方条約交渉につながっていくものであるが、仏ソ接近の過程でチェコも含めた条約構想がもちあがったことは、小協商の対ソ政策に重要な意味をもつことになる。

4. ドイツの連盟脱退の衝撃

ドイツの軍縮会議および連盟脱退以降、小協商諸国は、いかなる動きをしたのであろうか。夏以降の国際環境の悪化は、小協商側に対ソ接近を促す条件を譲成していった。まず、チェコ国内では、経済的理由からもソ連との関係正常化を叫ぶ声が以前にもまして大きくなり、対ソ関係正常化に反対する勢力は、ほんの一部となっていた。11月17日には、対ソ経済文化振興協会およびチェコ＝ロシア通商研究所の後押しで、一部の政党や経済界の代表がソ連との外交・経済・文化関係樹立を求めた⁹⁵⁾。外務次官クロフタ（K. Krofta）の11月16日付覚書には、「ソ連とのいかなる接近にもこれまでつねに反対の立場を貫いてきた国民民主党の中にも、ついに『承認を支持する動き』が出てきた」と記されている⁹⁶⁾。チェコ経済の場合、大恐慌の影響が深刻化してくるのがやや遅く、1933年ごろがピークになっていたが、ソ連と正常な外交関係がなかったことがチェコ＝ソ間の貿易の停滞の一因となっていた⁹⁷⁾。1933年、1934年を通じて、チェコ＝ソ交渉の大半は経済問題、とくに通商問題にさかれていた。チェコ側は、それまでの暫定協定を補う形ででも通商条約締結の早期実現にこぎつけたいという希望をソ連側に表明していたが、ソ連側は、経済問題と政治問題をリンクさせ、正常な国交関係樹立がまず前提であるという姿勢を崩さなかった⁹⁸⁾。一方、ルーマニアに関してみても、11月7日付のブカレスト駐在チェコ公使の報告によれば、ティトゥレスクは同公使との会談の中で、「対ソ国交正常化は、ユーゴスラヴィアの姿勢を考慮して遅延させている」と述べ、ベッサラビア問題を前面に出すのを避けたということである⁹⁹⁾。これは、チェコを配慮したうえでの発言ともいえるが、従来と比較した場合、ティトゥレスクの対ソ姿勢の微妙な変化とも解釈できよう。

とはいえ、いざ交渉の場にのぞんでみると、依然としてソ連側の姿勢に変化があったわけではなく、この時点でも、やはりベッサラビア問題が対ソ関係正常化の最大の障害であった。この年2月に結ばれた小協商組織条約は3国の外交的一体化を唱えていたものの、これがむしろチェコが従来から主張していた対ソ政策におけるチェコのフリー・ハンドを奪う結果となっていた¹⁰⁰⁾。12月1日、外務次官クロフタはチェコ外務省内でのある演説の中で、「対ソ承認問題では承認の時期を逸してしまった。現在ではその解決が小協商的同盟国の意向に左右されている。フランスが、ルーマニアとユーゴスラヴィアに、早期に対ソ承認に踏み切るように影響力を行使することも考えられるが」と語っている¹⁰¹⁾。

ドイツが軍縮会議から脱退した後、ベネシュの対ソ政策にも微妙な変化の兆しがみられる。それは、11月のチェコ＝ソ会談に窮える。11月19日、22日と、ポール＝ボンクールとドヴガレフスキーの会談がジュネーヴで行われたことにはすでに触れたが、この会談の後、ベネシュの要請でベネシュ＝ドヴガレフスキー会談が行われた。この会談で、ベネシュは、「ヨーロッパの民主主義国にとっては、ソ連よりもファシスト独裁国家が脅威であり、平和を維持するため、ファシスト独裁国家、とくにドイツの圧力に対抗できる協力関係を平和維持をめざす諸国間で樹立する必要がある。この構想の中で自分は小協商とソ連との協力関係を重視している」という認識を示し、次の小協商会議で対ソ国交樹立問題を提起してみたいと、ソ連との協力に意欲を示した¹⁰²⁾。この会談で何よりも注目すべきは、ベネシュ

の次のような発言である。「小協商会議で、ルーマニアが小協商3国による同時承認を主張した場合には、ルーマニアが満足できソ連にも受け入れ可能な定式を作りだすよう努力するつもりであるが、定式ができない場合には、ソ連とチェコ、ユーゴスラヴィア2国との国交の樹立を提案するつもりである。これによりソ連と小協商的3分の2が正常な国交を結ぶことになる。ソ連＝ルーマニア間の係争問題は時間がたてば解決可能になるであろう。」¹⁰³⁾ [傍点筆者]

これは個人的見解と断ったうえでの発言であるが、それまで3国同時承認の立場を貫いてきたベネシュが、ここにきて方針の変更をにやわせたことは注目に値する。この背景としては、国際情勢の悪化もさることながら、ベネシュが望んでいた仏ソ提携への動きがこの時点で具体的に出てきたことがあげられよう。

ジュネーヴでの会談の後、ベネシュは、12月14日から16日にかけて、パリで対ソ交渉の準備をすべくフランス側と折衝を重ねた¹⁰⁴⁾。ここでの感触は必ずしも良好ではなかった。12月25日付のベネシュの回状には、「交渉では、両国が来年起こりうるあらゆる事態に政治的に備えるため、ロシアに対しても、バルカンにおいて接近政策を継続する必要性が強調された」¹⁰⁵⁾とあるが、別の回状では、「対ソ接近政策は継続される」と伝えただけであり、極めて簡潔になっている¹⁰⁶⁾。これは、パリでの交渉で具体的成果が得られなかったためであると考えられる。12月20日、本国政府に伝えて、ベネシュは、「フランスは目下の対ソ接近政策において同盟関係のようなものは何ら期待しておらず、ロシアをドイツから引き離すことを期待している」と結論していた¹⁰⁷⁾。とはいっても、長年、仏ソ接近を望んでいたベネシュにとっては、対ソ接近政策の継続の線で意見の一致をみたことだけでも一定の成果であった。

一方、この時期、ソ連側は、チェコの動向をどう読んでいたのであろうか。直接的史料はないが、チェコに駐在していたソ連代表部の一参事官の報告が参考になる。ソ連代表部参事官イリン＝ジェネフスキー (А. Ф. Ильин-Женевский) は、外務人民委員代理クレスチンスキー (Н. Н. Крестинский) 宛12月12日付書簡で、「チェコではここ20日間対ソ承認を支持する動きが著しく高まってきているようである」と指摘したうえで、その理由として、第一に、夏期の季節労働がなくなって冬季をむかえ、経済危機が厳しさを増すとともに失業が増大したこと、第二に、国際連盟と軍縮会議の破綻、ドイツの攻撃性の増大、オーストリアの政情不安、イタリアの二重外交、ドイツ＝ポーランド交渉、小協商的の経済協力の困難といった状況下で、国家の独立保全と安全保障にチェコの政治家が危機感をもったこと、第三に、アメリカがソ連の承認に踏み切ったこと、を挙げた¹⁰⁸⁾。さらに、イリン＝ジェネフスキーは、チェコの新聞がリトヴィノフのアメリカ訪問に関する詳細な情報を伝えて論評を加えていたとし、アメリカによってソ連承認がなされるやチェコ世論は大きな影響をうけたという事実を伝えた。また、議会筋からの情報として、「アメリカのソ連承認に最も強い印象をうけたのは、アメリカとの結びつきが深く親米的な大統領マサリックである」とし、「今や最も熱心な対ソ承認支持者は、ベネシュではなくマサリックにはかならないということである」と伝えた¹⁰⁹⁾。チェコ国内の反対派に関しては、「今では国民民主党だけが承認に反対の立場をとっているが、それも、党全体が反対しているのでは

なくクラマーシュに指導されたほんの一部だけである」という新聞報道を信頼できる情報としている¹¹⁰⁾。また、小協商側の動きに関して、イリン＝ジェネフスキーは、ベネシュとティトゥレスクのコシツェでの会談で対ソ問題が取り上げられ、事前の意見交換で調整を図りながら1月の小協商会議で問題解決がなされるという手順を本国政府に伝えていた¹¹¹⁾。ソ連側は、チェコのおかれた状況をほぼ正確に把握していたといえよう。

イリン＝ジェネフスキーの報告で示されたとおり、小協商諸国間での最終的意見調整の場が1934年1月にやってくる。1月22日、23日、小協商常設理事会の会議がザグレブで開催された¹¹²⁾。会議では、今が小協商3国が対ソ国交正常化に踏み切るのに適当な時期である、という線で意見の一致をみた。しかし、これは、対ソ承認に向けての決定的な決議ではなかった。1月25日付覚書で、外務次官クロフタは、「対ソ国交正常化を行うことで合意はできたが、小協商3国が対ソ承認をしなければならないという決議はなされておらず、この先承認に向けて努力がなされる点で合意がなっただけである」と記している¹¹³⁾。これに対して、ベネシュは、手詰まり状態にあったにしても、ティトゥレスクにイニシアチヴをあずけた後、こちらの交渉進展に期待をかけていたようである。少なくとも表面的には楽観的に徹していた。ベネシュは、1月26日の閣議で、小協商会議の結果を伝えて、「対ソ問題に関して、小協商常設理事会は、原則として国交正常化を行うという決議、すなわち、将来正常化がなされねばならないという秘密の決議を一致して採択した。これにより、法的承認の形式に関する問題を解決する必要がなくなった。対ソ国交正常化が小協商全体で同時に実現できるよう小協商各国はできる限り必要な政治的準備を(たとえば、ルーマニアは現在ソ連と外交交渉を行っているが)行わなければならない。もちろん、各国が適当な承認の形式を選ぶことになるが」と説明している¹¹⁴⁾。また、1月28日付回状では、「今はティトゥレスクが承認形式についてモスクワと合意するのを待つだけである。その後、小協商3国による同時承認が行われるであろう。我が国とユーゴスラヴィアは、モスクワ駐在公使を任命するだけで国交正常化を行うことができる」という見通しを述べた¹¹⁵⁾。実際、その後チェコ外務省がティトゥレスクから受け取った報告には、楽観的見通しが述べられていた¹¹⁶⁾。

ベネシュの楽観論は、ティトゥレスクのイニシアチヴに対する期待のほか、チェコ国内の展開によっても支えられていた。チェコでは、1934年2月14日、農民党のマリペトル(J. Malypetr)を首班とする連立内閣ができるが、新内閣で貿易相を担当した国民民主党のマトウシク(J. Matoušek)は、2月17日に実施されたチェコ通貨コルナの切り下げへの反対を表向きの理由として貿易相を辞任した¹¹⁷⁾。しかし、この政党が閣外に去った本当の理由は、対ソ交渉を進めることへの反対であった。こうした挙に出る決定をしたのは、クラマーシュであり、マトウシク、プレイス(J. Preiss)、ノヴァーク(L. Novák)ら国民民主党の主要メンバーは党の政策に批判的であり、より妥協的路線を支持していた¹¹⁸⁾。チェコ国内で、対ソ承認反対派は孤立しつつあった。チェコ駐在ソ連代表アレクサンドロフスキー(C. C. Александровский)は、すでに1月27日付報告で、チェコの新聞の対ソ承認キャンペーンが弱まらず、とりわけ通商問題に関する論説が目立つ点、および、国民民主党への批判が目立つ点を指摘して、「今や承認問題に関しては実際いかなる

障害もチェコ自体には存在しない」という印象を、クレスチンスキー外務人民委員代理に報告している¹¹⁹⁾。2月15日には、チェコ上院が、「我が国の貿易および経済の改善のため可及的速やかに対ソ承認交渉を開始するよう求める」という上院国民経済委員会の決議を承認した¹²⁰⁾。こうして、チェコ国内の大勢は対ソ承認支持の方向へ傾きつつあった。

この時期、ソ連側は、小協商諸国の対ソ姿勢に関する情報を正確に入手していたとみられる。それは、まず1月24日にソ連代表部で行われたリプカ（H. Ripka、ベネシュが所属していた国民社会党系の新聞『リドヴェー・ノヴィニ(Lidové noviny)』の編集主幹）との会談に関する1月27日付アレクサンドロフスキー報告に窮われる。この会談で、リプカは、「ザグレブの会議で、ティトゥレスクは対ソ国交樹立に反対しなかっただけでなく小協商が対ソ承認問題を迅速に解決することさえ主張した」と述べ、対ソ承認問題で障害になったのは、「自分自身の記憶やロシアの亡命者の圧力」のもとにあるユーゴスラヴィアのアレクサンダル国王の姿勢であったという情報をアレクサンドロフスキーに伝えた¹²¹⁾。アレクサンドロフスキーは、同報告の中で、「いまだ解決できない問題は、ユーゴスラヴィアの姿勢であるが、問題は、こうした障害のために小協商全体で承認に踏み切れなかった場合に、チェコが独自の政策にうってでるかということである」との判断をすでに示していた¹²²⁾。アレクサンドロフスキーがこのような情報を入手した後の2月7日、ベネシュは、チェコ＝ソ関係と国際問題全般を話し合う目的で、ソ連代表アレクサンドロフスキーを招き、2時間ほど会談をした¹²³⁾。承認問題に関するこの席でのベネシュの説明は、「チェコは、小協商の組織条約に拘束されているため、ザグレブの会議で即時承認に向けてチェコの見解を主張し、成果を得た。したがって、もはやいかなる障害も存在しない」というものだった。すぐに、アレクサンドロフスキーが切り返し、承認を行う時期を問い質したのに対し、ベネシュは、「いつ行るか正確なところはわからない。というのも、障害はないのだが、まだやり終えていない準備作業が残っているからである」と苦しい弁明をした。さらに、アレクサンドロフスキーが、「ザグレブでティトゥレスクはチェコの見解に賛同し、承認問題の早期解決を支持したということだが」と、ルーマニアの問題に話を向けると、「ルーマニアの立場とチェコ、ユーゴスラヴィアの立場とは若干異なっており、ティトゥレスクは、自らの責任で、ロンドン・プロトコールに沿った線での適当な合意形式を今後リトヴィノフと摸索しなければならない」と説明した¹²⁴⁾。続いて、アレクサンドロフスキーは、「ザグレブで問題になったのはユーゴスラヴィアの姿勢だということだが」と、ユーゴスラヴィアの問題に触れた。ベネシュは、これを否定したうえで、「イエフティッチ外相は全く自分と同じ立場をとっており、ユーゴスラヴィアはチェコと同様、ソ連承認を行ううえで何ら具体的問題をかかえていない」と答えた。最後に、ベネシュは、内政的障害については、「今やなくなった」、より正確には「克服可能だ」という見通しを述べた¹²⁵⁾。

この会談と前述の1月27日付電報とから判断する限りでは、ソ連側は、対ソ承認問題に関して小協商が当面していた状況をほぼ正確に把握していたといえる。したがって、小協商の対ソ政策がまとまらぬ段階で、ソ連側が性急に譲歩をする必然性はなかった。

5. 東方条約と分裂承認

1933年から1934年春までのヨーロッパ外交の展開においては、様々な留保条件をつけなければならないにしても、仏ソ関係の改善と並行して、あるいはむしろ先行する形で小協商とソ連とが一定の接近を図る過程をその中にみることができた。この時期のヨーロッパ外交の最大のイシューは軍縮問題であったが、国際関係の不安定化はいくつかの新しい動きをもたらした。チェコ国内の動向はすでに検討したとおりであるが、バルカン諸国間でも、政治的・経済的接近が進み、1934年2月9日、バルカン協商が成立する¹²⁶⁾。また、仏ソ関係では、1934年12月28日のソ連側提案にフランス側が回答を与えず、仏ソ接近の問題が何ら進展をみないまま、1934年春をむかえるのであるが、ソ連は、この間再び平和攻勢を積極化する。1934年3月には、ドイツに対し、フィンランドおよびバルト3国の独立・領土保全をめざす共同保障案を示す一方¹²⁷⁾、バルト諸国に不可侵条約の延長を提議した¹²⁸⁾。また、フィンランド、ポーランドにも同様な提案を行った¹²⁹⁾。こうした背景に、1月26日のドイツ＝ポーランド不可侵宣言が与えた衝撃があったことはいうまでもない¹³⁰⁾。

この時期の小協商＝ソ連関係に目を転じてみるならば、1934年1月以降、ルーマニアのソ連への働きかけが目立つ。ここでは、まず、この交渉の経緯をたどってみよう。対ソ国交正常化に向けてのソ連側との交渉は、1月の小協商会議の決定に従って、ティトウレスクがまず行うことになったが¹³¹⁾、2月におけるティトウレスクとソ連側代表との接触をみてみると、この時期に彼が交渉への熱意と積極性を示していたことが窮える。まず、ティトウレスクは、2月6日、トルコ外相リュシュトユ＝ベイ（T. Rüstü = Bey）を通じて、ギリシャ駐在ソ連全権公使ダフチャン（Я. Х. Давтян）に対し、関係正常化を近い将来行いたい旨を伝え、ルーマニア側としては、フランスの対ソ承認文書を範として対ソ承認の文書を作成し、これによってベッサラビアが問題となることを回避したいという意向を示した¹³²⁾。2月8日には、同じルートを通じて、予定されているジュネーヴでの軍縮会議事務局の会議にリトヴィノフが出席できるかどうかを打診して、リトヴィノフに直接会談を申し入れるとともに、「ルーマニア、ユーゴスラヴィアは早急に関係正常化にこぎつきたいと考えているが、ルーマニアは〔国交樹立後〕任命されるソ連代表がベッサラビア問題を取り上げることを危惧しており、こうした事態は何とかして避けたいと考えている。このために承認を延期している」と伝えた¹³³⁾。これに対して、リトヴィノフは、機会がありしだい会談をもつことに同意し、2月13日付電報で、軍縮会議事務局の会議のため近いうちにジュネーヴへ赴く機会があるとの見通しをティトウレスクに伝えるよう、ダフチャンに訓令を発した¹³⁴⁾。

この後、リトヴィノフの健康上の理由もあって、しばらくの間ルーマニアがソ連側と本格的接触をする機会がなかった。刊行史料でみる限り、ルーマニアとソ連側との接触としては、4月11日のソ連連盟代表シュテイン（Б. Е. Штейн）とティトウレスクとの会談、4月18日のフランス駐在臨時代理大使ローゼンベルグ（М. И. Розенберг）とティトウレスクとの会談が挙げられる。11日の会談でのティトウレスクの姿勢は、対ソ接近への強い

意欲をソ連側に印象づけたようである。会談の様態を同日、外務人民委員部に伝えたシュテインは、「ティトゥレスクがリトヴィノフとの会談で問題にしたいと考えているのは、外交関係樹立問題、外交システム全体の再建、他国との相互関係についてである」と報告し、ティトゥレスクが、シュテインに対して、「私にとってソ連との外交関係樹立問題は極めて重要な問題である。私は両国が友人どうしになれないものか知りたいのであり、このために事前に係争問題を処理する必要がある。国交樹立問題では右派勢力が私を攻撃するであろう。私は、自分が賞賛に値する偉大な行動をとったのであって、単に形式的文書に署名して受け取ってきただけではないと言明できなければならない」と発言したことを伝えた¹³⁵⁾。一方、19日の会談では、ティトゥレスクの姿勢にかなり率直なものがあつた。まず、国王カロールについて、ブルガリア国王ボリス（**Борис III**）の忠告に従って鉄衛団に不明確な態度をとっている点、および、カロールがホーエンツォレルンの家系の出であるためドイツの影響を免れることができない点の2点をあげて、国王の姿勢をローゼンベルクの前で批判した¹³⁶⁾。さらに、小協商諸国間でのこれまでの交渉の経過を説明した後、国内的立場を考慮すると自らイニシアチヴをとるのは困難であり、現在もフランス側から対ソ接近への圧力をうけていることにしていると自分の立場を述べた¹³⁷⁾。ローゼンベルクとティトゥレスクの間で行われた4月19日、21日の会談の史料も含めて¹³⁸⁾、これらの刊行史料から判断する限り、ティトゥレスクは、ベッサラビア問題を直接正面から取り上げることをこのレベルでの話し合いでは避けた模様である。実際、ティトゥレスクは、「ソ連側に問題を複雑にする意図がないのであれば、リトヴィノフ氏を困らせるつもりは全くない」と何回か強調したということである¹³⁹⁾。リトヴィノフがジュネーヴへ出かけたのは5月14日で¹⁴⁰⁾、この時点に至るまでティトゥレスクがソ連側と本格的交渉を行う機会はなかった。ジュネーヴではリトヴィノフとティトゥレスクとの間で交渉が行われたということであるが、この交渉に関する詳細な史料は管見の限りでは公表されていない。

すでに引用した刊行史料から判断して、ソ連側は、ティトゥレスクのおかれた国内的立場を十分に把握しており、ルーマニアの内政の行方が不明確なうちはソ連が承認問題の解決を急ぐ必要性はなかったと思われる。ブカレストのチェコ公使によれば、ソ連政府は、民主的ルーマニアのもとでティトゥレスクと条約を結びたいと考えており、カロール国王が鉄衛団を政権につけ、ヒトラリズムがルーマニアに深く浸透した場合には、ルーマニアとの関係を修正せざるをえないという立場をとっていたということである¹⁴¹⁾。ソ連側が読んでいたとおり、ティトゥレスク外相のイニシアチヴにもかかわらず、ルーマニア外交のオリエンテーションは不安定なものであつた。国内的な混乱と外交方針の分裂はティトゥレスク外相の足を縛るとともに、ルーマニア外交のドラスティックな転換の可能性を示していた¹⁴²⁾。

一方、チェコは、この時期、ルーマニア＝ソ連交渉の成り行きを見守りつつも、すでに小協商組織条約の拘束から離れつつあつた。3月15日、チェコ側はソ連側に通商条約案を示すが、ソ連側は国交樹立が前提条件であり通商条約に関する細目の検討は承認実現まで延期するという立場をとった¹⁴³⁾。これに対して、チェコは、関係正常化は小協定の枠内で行われるが、ソ連＝ルーマニア間の細かい承認手続きがすべて完了するまでチェコが待

つ義務はないという見解を表明し、通商条約の交渉と並行して関係正常化の手続きに関する交渉を1週間後に開始するという線でソ連側に譲歩を求めた¹⁴⁴⁾。この提案に対して、ソ連側は従来の立場を変えず、リトヴィノフの4月2日付訓令に従ってアレクサンドロフスキーがベネシュに拒否回答を伝えた¹⁴⁵⁾。この際、ベネシュは、ジュネーヴで予定されたティトゥレスクとリトヴィノフの直接交渉に自らも加わりたいという意向を述べている¹⁴⁶⁾。承認問題が大詰めをむかえるとともに、ベネシュは、早急に対ソ承認を実現する固い決意を固めていたようである。それは、アレクサンドロフスキー全権代表との会談で、国交樹立の手続きを単に公使の任命と簡単な覚書の交換で行いたいということ、および、承認実現までチェコ外務省政治局局長パヴルーを公使に準ずるものとして非公式に扱ってほしいということの2点をソ連側に要望したことに窮える¹⁴⁷⁾。

以上のように、対ソ交渉は1934年春の段階で大詰めをむかえたが、小協商による対ソ同時承認への最終的段階で問題になったのは、意外にもユーゴスラヴィアの姿勢であった。ティトゥレスクは、ベオグラードでイエフティッチ外相と協議した後、4月11日、ジュネーヴに赴いてベネシュと会談するが、この会談で、ティトゥレスクは、国王が自分の政策を妨害しているが国王の反対は克服可能であるとの状況判断を示して、小協商3国による同時承認の方針をベネシュと再確認したのであった¹⁴⁸⁾。ところが、この席でティトゥレスクは、ベオグラードでの協議の際、イエフティッチが、「ユーゴスラヴィアも承認に踏み切る用意はあるが、すぐにモスクワへ公使を任命することは控える」と述べ、これに対して、ティトゥレスクが、「1月のザグレブでの小協商会議の決定によりそうした行動は許されず、3国が完全に一致した行動をとらなければならない」とユーゴ側に警告したという事実を明らかにしたのである¹⁴⁹⁾。状況を打開するには、フランス外相バルトゥー（L. Barthou）の対ソ交渉での新しいイニシアチヴを待たなければならなかった。

仏ソ交渉の新しい展開は、1934年4月から始まる。まず4月20日、ドゥーメルグ（G. Doumergue）内閣の外相バルトゥーが、前年のポール＝ボンクール提案を基礎に仏ソ交渉を再開することをソ連側に申し入れ、4月末、フランス側が東方条約構想をソ連側に提示することで、東方条約交渉が始まった¹⁵⁰⁾。5月18日には、ジュネーヴでリトヴィノフとバルトゥーとの直接交渉が行われ、東方条約構想は、本格的に国際舞台に登場することになる¹⁵¹⁾。この間、仏ソ交渉の進展に対して、小協商諸国はいったいいかなる関わり合いをもっていたのであろうか。残念なことに、この段階におけるフランス＝小協商間での対ソ問題をめぐる協議内容を詳しく示す史料は、刊行史料には掲載されていない。フランス側刊行史料では、4月下旬のバルトゥーのプラハ訪問前の4月16日付フランス外務省政策方針覚書が、小協商＝ソ連関係に言及して、小協商はソ連承認という原則では一致しているが、ルーマニアの政策が承認の障害になっているという事実を指摘しているだけである¹⁵²⁾。しかし、チェコの研究文献には、「ベネシュが4月20日の閣議で語ったように、確かにチェコ外交にとっては英仏間の保障・友好防衛条約がヨーロッパの長く錯綜した情勢から抜け出す突破口であったが、東方条約は即座に積極的な賛同を得て受け入れられた」とあり¹⁵³⁾、4月下旬のプラハ訪問の際に、バルトゥーがチェコ側と東方条約問題についても論議を交わした可能性が高い¹⁵⁴⁾。また、ティトゥレスクが、4月の中旬にジュネー

ヴヤパリに赴いていた間、フランス側と協議を重ねていた事実は、ソ連側史料で確認できる。4月19日付外務人民委員部宛の電報で、ローゼンベルクは、「フランスは仏ソ間の東方条約交渉に関して重要なことをすべてティトゥレスクに知らせている」と結論していた¹⁵⁵⁾。また、4月20日のローゼンベルクとバルトゥーの会談では、バルトゥーが、その詳細には触れなかったものの、「ティトゥレスクは対ソ関係に大きな意義を認めており、小協商はソ連と条約を締結したいという意向をもっている」と述べ、ローゼンベルク自身も、会談後に、「ここでの滞在日程を終えた後、小協商を何らかの形で安全保障構想に結びつける試みをティトゥレスクが目論んでいることもありうる」と、本国へ伝えていた¹⁵⁶⁾。4月以降、バルトゥーとベネシュ、ティトゥレスクとの間で対ソ問題に関して突っ込んだ話し合いがあったとみてよいであろう。

こうして、東方条約構想が具体化し、仏ソ間で交渉が進む中で、対ソ承認問題は決定的段階をむかえる。この段階での小協商3国間の最終的意見調整の様子は、チェコの研究文献からほぼ確認できる。6月5日、仏ソ交渉の進展をにらんでいたベネシュは、フランス連盟代表マシーリ（R. Massigli）とのジュネーヴでの会談で、「秋までにソ連との共同行動で合意が成立するならば、軍縮交渉を秋に再開する新しい基礎ができるであろう。逆に、軍縮会議が破綻すれば、対ソ接近は軍事同盟的性格をもつことになり、イギリスがこれに不満をもつであろうから、対ソ接近政策は危険性を孕むものになる」という認識を示した¹⁵⁷⁾。状況をこのように認識したうえで、ベネシュは、小協商の同盟国に対してついに強硬な姿勢をみせることになる。ベネシュがマシーリに語ったところによると、6月6日のジュネーヴでの小協商会議の席では、ソヴィエト政府がベッサラビアに関していかなる声明も行う意図がないこと、および、ソ連側がしばらくの間この問題に関して沈黙を守ることがソ連側から引き出しうる最大限の譲歩であること、こうした状況判断にティトゥレスクが同意したということである¹⁵⁸⁾。したがって、会議では、対ソ承認の手続きだけが問題になったが、決着がつかず、ベネシュは、ティトゥレスクとイエフティッチに、次のような最後通牒をつきつけた。「小協商の死活的利害がかかっている東方条約が危機に瀕しているのであるから、自分がプラハへ帰る前にすべてが解決されなければならない。国交正常化なしには東方条約は成立しえないのである。」¹⁵⁹⁾ベネシュは、このことを本国政府に伝達するよう、ティトゥレスクとイエフティッチに要求し、この内容は当日の夜には本国に伝えられた¹⁶⁰⁾。同日、ベネシュは、東方条約成立の前提条件として早急に対ソ承認を実現することが必要であると、ジュネーヴから電話でマリペトル首相を説得し、場合によっては単独承認に出ることへの了解を取りつけた¹⁶¹⁾。

この結果をうけて、ベネシュは、6月8日、チェコ政府を代表して、小協商常設理事会議長ティトゥレスクに声明文を手渡した。その中で、ベネシュは、仏ソ間で行われていた東方条約交渉に言及し、「この交渉はチェコの利害に非常に深く関わっているので、チェコ政府は対ソ関係正常化を遅らせることはできない」と述べ、さらに、「この措置が小協商の統一を崩し、小協商の利益を損なうであろう点は承知しているが、全く新しい国際情勢と、チェコの死活的利害が非常に危機に瀕している点とを考慮に入れるならば、是が非でも自分がジュネーヴにいる間にこの問題を処理せざるをえない」と説明していた¹⁶²⁾。

こうした事情の概略は、リトヴィノフにも伝わっていた。6月7日、彼がジュネーヴから外務人民委員部に宛てた電報には、「ティトゥレスクとイエフティッチは、国王に対して対ソ国交樹立の提案を粘り強く行ったが、前者が肯定的回答をうけたのに対し、後者は否定的回答をうけた。その結果、小協商常設理事会は、この問題に関して、小協商的加盟国に行動の自由を与える決定を下した。ベネシュとティトゥレスクは、明日には国交樹立に関する書簡の交換を〔私と〕行う意向である。その後すぐに、ユーゴスラヴィアも9月までに2国の例にならうという声明が発表されることになっている。2国は、ユーゴスラヴィアへ影響力を行使する意図をもっている」という経過説明がなされ、国交樹立への本国の同意が求められている¹⁶³⁾。こうして、リトヴィノフが本国の同意を得た後の1934年6月9日、チェコとルーマニアは、ついにソ連を正式に承認した¹⁶⁴⁾。

この分裂承認の後、対ソ接近政策での小協商的統一を維持するためには、ユーゴスラヴィアの対ソ承認を取りつけることが必要であった。ベネシュは、6月23日の閣議で、ユーゴスラヴィアとソ連との国交正常化は時間の問題であると述べ、当初は楽観的見方をしていた¹⁶⁵⁾。しかし、6月25日、バルトウーがベオグラードに赴き、ユーゴスラヴィアに働きかけたときにも、アレクサンダル国王は従来の立場を変更しなかった¹⁶⁶⁾。ユーゴスラヴィア駐在フランス公使ナジアル（E. Naggiar）の7月7日付報告によれば、フランス側の働きかけに対して、アレクサンダルは、ソ連の連盟加入への支持と、フランスの政策への協力を約したが、ユーゴスラヴィアには対ソ承認を急ぐ理由がないこと、ユーゴスラヴィア内の白系ロシア人亡命者に関して内政干渉をしないという保証をソ連が示すことが前提条件であること、ソ連がバルカンに影響力を行使する政策をとらないという保証が必要であることの3点をあげて、ソ連承認を拒否したのである¹⁶⁷⁾。この段階で、対ソ政策をめぐる小協商3国の不一致は、決定的なものとなった。

結 語

本稿で検討した対ソ承認問題をめぐる交渉経過は、小協商外交の展開の中で、大きな意味をもつものであった。それは、チェコ、ルーマニア2国によるソ連承認が、1933年2月の組織条約で定められた外交的統一という原則に明らかに矛盾したからである。そして、このことは、小協商3国の安全保障政策の決定的くい違いを示すものであった。もともと、小協商は、ハンガリーの修正主義とハプスブルク家復古への反対を共通利害とする限定的な防衛同盟として誕生したのであるが、国際連盟の場など国際場裡では小協商3国の共通利害を代表する組織として、また、中欧地域では現状維持をめざす安定化要因として、1920年代には一定の有効性を発揮していた¹⁶⁸⁾。ところが、ドイツ、イタリア、ソ連に対する政策では、それぞれの立場に相違があった。このため、ハンガリーを包囲する小協商というトライアングルは、その内部からの抵抗には有効性をもったにもかかわらず、外部からのインパクトが加わったとき、簡単に組織の脆弱性を露呈することになった¹⁶⁹⁾。その一例として本稿で検討したのが、対ソ承認問題であった。1930年代、仏ソ協力を前提に、ソ連を加えた国際関係の再編が日程にのぼってくる時期に、フランス、小協商的対ソ接近

政策は、各国の内政的矛盾を深める一方、これら諸国間の関係にも影響を及ぼした。まず、1932年11月の仏ソ不可侵条約の成立後、その後をうけて、小協商=ソ連間の不可侵条約問題が、1933年7月の侵略の定義に関する条約で解決した。この後、フランスは、この条約に加わらなかったが、1933年10月以降、仏ソ相互援助問題と関連して東方条約構想が登場してくると、チェコは、仏ソ協力に安全保障の活路をみだし、国内的障害を克服するとともに小協商をリードして対ソ承認に向け同盟国に働きかけた。こうした国際関係の展開によって、ルーマニアのティトゥレスク外相は、対ソ認識を変化させ、国内の抵抗にもかかわらず、対ソ接近政策を支持する立場へと転換した。しかし、ソ連と地理的に離れたユーゴスラヴィアは、フランスや小協商の同盟国の圧力にもかかわらず、内政的理由と国王の反対でソ連を含めた安全保障構想には消極的姿勢を崩さなかった。このため、ソ連を含めた集団安全保障体制の創設への第一歩たる小協商によるソ連承認は、分裂承認という形になったのであった。

この分裂承認は、チェコ外交にとっては、いかなる意味をもったのであろうか。戦間期のチェコ外交を戦略面で捉えた場合、そこに、小協商という小国間の提携を強化していくという方向性と、利害の近い大国の政策に接近してこれに影響力を及ぼしていくという方向性の2つがみとれる¹⁷⁰⁾。1920年代には、対ソ問題を除いて2つの方向性は、概して相互補完的なものであった。しかし、1930年代の国際関係の再編の過程では、この2つの戦略の間に緊張関係が生じ、チェコは、集団安全保障問題で大国への接近政策という方向性を重視する可能性を示したのである。その意味では、ひとつの外交的転換であった。一方、皮肉なことに、ルーマニア、ユーゴスラヴィアは、バルカンでの現状維持をめざすバルカン協商の成立によって、小協商に代わりうる外交的基盤をもつことになり、状況によっては中欧地域からバルカンへと外交の比重を移せる立場にたった¹⁷¹⁾。このように、組織条約によって強化されたはずの小協商の協力関係は、すでに早い段階から弛緩する可能性をもっていたのである。しかしながら、ここでとくに指摘しておきたいのは、あくまでもその帰趨を決定する鍵を握っていたのは、ソ連を含めた集団安全保障構想の成り行きであったという点である。脆弱な国内的支持基盤のもとで外交的イニシアチヴを発揮し続けるには、政策を支持する方向への国際政治の展開がなければならなかったのであるが、対ソ政策をめぐる国際的・国内的対抗関係は、こうした一定方向への展開を極めて困難なものにしていた。小協商によるソ連の分裂承認は、集団安全保障をめざす苦難に満ちた過程のひとつの象徴的出来事だったのである。

— 注 —

(1) B. Krizman, *Vanjska politika jugoslavenske države 1918-1941*, Zagreb, 1975, str. 112.

(2) 対ソ承認問題を含め、小協商の対ソ政策を論じる際、ブルジョア政府の反ソ的政策という評価がみられるものとして、たとえば、次のようなソ連の研究が挙げられる。

Я. М. Куранский, И. Э. Левит, *Советско-румынские отношения 1929-1932 гг.*, Москва, 1971.

И. А. Петерс, *Чехословацко-советские отношения 1918-1934*, Киев, 1965.

Он же, *СССР, Чехословакия и европейская политика накануне Мюнхена*, Киев, 1971.
С. И. Прасолов, П. И. Резонов (ред.), *Советско-чехословацкие отношения между двумя войнами 1918-1939*, Москва, 1963.

А. А. Шевяков, *Советско-румынские отношения и проблема европейской безопасности 1932-1939*, Москва, 1977.

В. А. Шишкин, *Чехословацко-советские отношения в 1918-1925 годах*, Москва, 1962.

А. А. Язькова, *Малая Антанта в европейской политике 1918-1925*, Москва, 1975.

А. А. Шевяков, “Установление дипломатических отношений СССР со странами Центральной и Юго-Восточной Европы”, *Вопросы истории*, 1975, № 1.

А. А. Язькова, “Установление дипломатических отношений между Советским Союзом и Румынией в 1934 году”, *Новая и новейшая история*, 1964, № 6.

Она же, “Малая Антанта и проблемы коллективной безопасности в Восточной Европе (1933-1934 гг.)”, *Новая и новейшая история*, 1972, № 6.

ヤシコヴァは、1920年代の小協定の政策と1930年代のそれとを区別する必要性を挙げ、小協定の対ソ政策にもこうした評価を示している。(А. А. Язькова, *Малая Антанта в европейской политике 1918-1925*, стр. 11)

チェコの研究文献としては、

S. Kalašnikovová, *Otázka uznání SSSR de jure v politice Československa v letech 1924–1926*, Praha, 1983.

V. Olivová, *Československo-sovětské vztahy v letech 1918–1922*, Praha, 1957.

V. Soják (red.), *O československé zahraniční politice 1918–1939*, Praha, 1956.

これら3つの研究には、チェコの対ソ政策を、西欧の帝国主義諸国への従属、および、チェコ国内の右派勢力、農業利益、工業利益の対立・矛盾といった観点からみる傾向が顕著である。

A. Gajanová, *ČSR a středoevropská politika velmocí 1918–1938*, Praha, 1967.

V. Král, *Spojenectví československo-sovětské v evropské politice 1935–1939*, Praha, 1970.

R. Kvaček, *Nad Evropou zataženou*, Praha, 1967.

Přehled dějin československo-sovětských vztahů v údobí 1917–1939, Praha, 1975.

主として1960年代のチェコの研究の中には、実証的でバイアスが少ないものがみうけられ、本稿も未刊行史料に基づいたこうした研究業績に依拠するところが大きい。ペテルスは、ガヤノヴァーやクヴァチェックの研究を、チェコ外交やベネシュの外交指導を理想化したものであり、階級史観に欠けたものと論じている。(И. А. Петерс, *СССР, Чехословакия и европейская политика накануне Мюнхена*, стр. 8)

- (3) *Документы внешней политики СССР*, т. XV-XVII, Москва, 1969-1971. [以下, ДВП と略す]

Dokumenty a materiály k dějinám československo-sovětských vztahů, díl I–III, Praha, 1975–1979. [以下, DMČS と略す]

Documents diplomatiques français, 1932–1939, 1^{re} série, tome II–VI, Paris, 1966–1972. [以下, DDF と略す]

N. Titulescu, *Documente diplomatice*, București, 1967. [以下, DD と略す]

- (4) 小協商＝ソ連関係では、4国協定問題が大きな意味をもった。当初、4国協定案には、イギリス、フランス、イタリア、ドイツの4大国が、「国際連盟の枠内で」という条件つきながら、平和条約修正を協議する条項が含まれていたため、ポーランドのほか、小協商諸国の反発をまねいた。また、ソ連にとっても、4国協定の実現は、新たな反ソ十字軍の危機感を呼び起こすものであった。ソ連、小協商を無視した形での4大国による妥協路線を阻むことは、ソ連、小協商の共通利害であった。小協商側の動きとして、とりあえず、E. Campus, *Mica Înțelegere*, București, 1968, p. 135–141. I. M. Oprea, *Nicolae Titulescu's Diplomatic Activity*, Bucharest, 1968, pp. 116–120. A. Gajanová, *cit. práce*, str. 302–307. 4国協定案の検討と交渉過程については、K. H. Jarausch, *The Four Power Pact*, Madison, Wisconsin, 1965.
- (5) ルーマニアは、1921年3月3日に対ソ安全保障を主な目的としてポーランドと防衛同盟条約を締結したが、2国間の協力関係は続き、1926年3月26日には、新しい保障条約が成立した(1931年1月15日に延長)。2国は対ソ問題で共同戦線をめざしていた。また、ルーマニアは、対ソ交渉でしばしばポーランドの仲介をうけた。E. Campus, *Din politica externă a României 1913–1947*, București, 1980, p. 256–259.
- ユーゴスラヴィアにとっては、イタリアとの係争問題が主要な外交課題であったが、対ソ問題では、民族対立など内政的事情とアレクサンダル国王個人の対ソ観が対ソ関係正常化の障害であった。B. Krizman, *nav. delo*, str. 68–78. B. Винавер, “Прилог историји југословенско-совјетских односа 1929-1934. године”, *Историјски гласник*, 6/1965, стр. 3-59.
- (6) 同じ見解にたつ研究として、Z. Sládek, “Československá politika a Rusko 1918–1920”, *Československý časopis historický*, 16, sv. 6, 1967, R. Břach, “Československá zahraniční politika v politických proměnách Evropy 1924”, *Československý časopis historický*, 18, sv. 1, 1970.
- (7) R. Břach, *cit. práce*, str. 3. 平和会議では、チェコの首席代表で対ソ強硬論を唱えるクラマーシュ(K. Kramář)が、ベネシュと対ソ問題で対立した。Z. Sládek, *cit. práce*, str. 854–856. 対ソ政策では、連立内閣の一翼を担う国民民主党のクラマーシュらと、大統領マサリク(T. G. Masaryk)を囲む「城(Hradčany)」グループ—大統領官邸に因んでこう呼ばれる—とが対立する。
- (8) *DMČS*, díl I, dok. 274, 285, 288, 295.
- (9) *DMČS*, díl I, dok. 447. *ДВП*, т. V, док. 180.
- (10) E. Beneš, *Problémy nové Evropy a zahraniční politika československá*, Praha, 1924, str. 47–48, 50–52. チェコは、小国の利益を擁護し、かつ、大国協調のひとつのアクターたりうる強力な民主的ロシアの誕生を理想としていた。Z. Sládek, *cit. práce*, str. 850–851.
- (11) R. Břach, *cit. práce*, str. 6.
- (12) R. Břach, *cit. práce*, str. 15–18. R. Břach, “Francouzský alianční system a Československo na počátku roku 1924”, *Historie a vojenství*, sv. 1, 1968, str. 16, 21. [以下, R. Břach, *Francouzský...* と略す]
- (13) R. Břach, *cit. práce*, str. 8. 大統領マサリクも、同様なロシアを望んでいた。Z. Sládek, *cit. práce*, str. 851.

- (14) R. Břach, *cit. práce*, str. 9. E. Beneš, *Problémy nové Evropy...*, str. 292–294.
- (15) 2月, 3月段階で, イタリア(2月7日), ノルウェー(2月15日), オーストリア(2月25日), ギリシャ(3月8日), スウェーデン(3月15日)がソ連を正式に承認している。ДВП, т. VII, док. 41, 51, 62, 71, 76.
- (16) Secrétariat du Conseil Permanent de la Petite Entente, *Communiqués des conférences des Ministres des Affaires Étrangères des États de la Petite Entente et des Sessions de Conseil Permanent*, Belgrade, 1936, p. 3. A. Gajanová, *cit. práce*, str. 169.
- (17) ДВП, т. VII, док. 87, 90, 95. 交渉の詳細は, M. Muşat, I. Ardeleanu, *România după Marea Unire*, vol. II, partea I, Bucureşti, 1986, p. 1035–1054.
- (18) ДВП, т. VII, док. 95.
- (19) R. Břach, *cit. práce*, str. 12–13.
- (20) Tamtéž. A. Gajanová, *cit. práce*, str. 175–177. 会議のコミュニケには, 対ソ問題に関する言及がない。Secrétariat du Conseil Permanent de la Petite Entente, *Communiqués...*, p.4–5.
- (21) チェコの対ソ政策を停滞させた要因としては, 小協商による拘束のほか, 1920年代後半の英ソ関係の悪化が考えられる。チェコの内政からみても, 工業界の中には, 対ソ貿易に大きな将来性をみる勢力があり, 対ソ交渉では, 通商問題が大きな比重をもった。しかし, 農業利益は, 工業界とは異なる立場にあった。恐慌期には, ダumping問題で, チェコ農民党をはじめとした農業勢力の反ソ・キャンペーンが目立った。Přehled..., str. 231.
- (22) この時期, 小協商諸国間で大きな問題になっていたのは, 経済協力問題であった。1932年を通じ, この問題では有効な対応策が打ち出せず, 小協商的協力関係にひびが入っていた。この点からも, 小協商は団結を誇示することが必要であった。V. Soják, *cit. práce*, str. 200.
- (23) DD, doc. 274.
- (24) V. Král, *cit. práce*, str. 18.
- (25) 1926年, 1927年と, ベネシュは, ルーマニアに対ソ承認を働きかけたが, テイトゥレスクは承認に反対した。M. Tejchman, “Nicolae Titulescu (1882–1941) a jeho politika vůči SSSR”, *Slovenský přehled*, roč. 68, 1982, str. 504.
- (26) 当初, ソ連との不可侵条約問題では, フランス, ポーランドとも, ソ連=ルーマニア不可侵条約の成立を必要条件にしていた。2国とも, ルーマニアに働きかけるとともに, ソ連=ルーマニア間で仲介工作を行った。
- (27) まず, 1月には, リガで, ソ連外務人民委員部参事官ストモニャコフとリガ駐在ルーマニア代理公使ストゥルザ(M. Sturdza)との間で交渉が行われたが, 領土問題の存在に言及する条項を条約にもりこむことをソ連が主張したため, 交渉は決裂した。6月, 7月とポーランドの仲介工作が結局, 不調に終わった後, 8月, ソ連側は, 領土問題に言及する条項を条約本文ではなく議定書に挿入するとの譲歩を示した。9月, フランス, ポーランドのイニシアチヴで始まったソ連=ルーマニア交渉では, 「存在する(существующие)係争問題」という語句を議定書にもりこむという妥協案をルーマニアが受け入れるかどうか, 合意成立の鍵になったが, テイトゥレスクが強硬に反対し, 国王, 政府とも条約案の受け入れを拒否した。A. A. Шевяков, *Советско-румынские...*, стр. 23-41.

- (28) テイトゥレスクは、外相に就任する直前、不可侵条約案を受け入れる方針であったヴァイダ＝ヴォエヴォッド（A. Vaida-Voevod）政権に抗議して、イギリス公使と連盟常任代表を辞任するという挙に出た。（外相就任は10月20日。）このため、内閣は崩壊し、マニウ（I. Maniu）政権が成立した。新政権では、テイトゥレスクの対ソ政策が公式的路線になった。A. A. Шевяков, *Советско-румынские...*, стр. 41-44. J. de Launay, *Titulescu et l'Europe*, Nyon, 1976, p. 114.
- (29) R. Kvaček, *cit. práce*, str. 67.
- (30) R. Kvaček, "Jednání o Východní pakt v letech 1934-1935", *Acta universitatis carolinae, Philosophica et historica*, No. 3, 1966, str. 12. [以下, R. Kvaček, *Jednání...* と略す]
- (31) *ДВП*, т. XVI, док. 15.
- (32) *Там же*. *ДВП*, т. XV, док. 389, 406 も参照せよ。
- (33) それぞれ, *ДВП*, т. XVI, док. 32, 67, 201.
- (34) *Там же*, док. 300, 460.
- (35) *Там же*, док. 459. フランス、ポーランドとの条約の意義についてのソ連側の見解は, *Там же*, док. 460.
- (36) *Там же*, док. 32.
- (37) 条約案は、同じ史料を参照。
- (38) この条約案に示された侵略の具体的ケースとしては、宣戦を布告した場合のほか、宣戦せずに他国の領土に侵攻した場合、軍隊が他国の領土に発砲した場合、他国の船や航空機を故意に攻撃した場合、他国の許可を得ず、または許可された条件を守らずに、他国の領土に軍隊が進駐した場合、海岸や港を封鎖した場合などが挙げられる。
- (39) *ДВП*, т. XVI, док. 33. J. de Launay, *op. cit.*, p. 97.
- (40) 政策決定過程における路線対立および国際的勢力配置の不確定性が主たる要因と考えられる。ソ連外交の「転換」を二重外交路線という視点に基づいて分析したものとして、横手慎二「ソ連外交の【転換】1930-1935」（溪内謙・荒田洋編『スターリン時代の国家と社会』木鐸社、1984年、所収）。また、最近の研究としては、J. Haslam, *The Soviet Union and the Struggle for Collective Security in Europe 1933-1939*, London, 1984.
- (41) *ДВП*, т. XVI, док. 66.
- (42) *Там же*. 小協商という組織でソ連を承認することがベネシュの意図であった。A. Gajanová, *cit. práce*, str. 310.
- (43) *Там же*. *DDF*, 1, III, n° 125 も参照せよ。
- (44) *DMČS*, díl II, dok. 434, pozn. 4.
- (45) *Tamtéž*, dok. 434, pozn. 6. ベネシュの提案に対し、ソ連側はチェコの真意を探ってきた。3月10日付で、リトヴィノフは、条約形式、条約の内容、ルーマニアの姿勢を問い質すようにドヴガレフスキーに求めた。3月13日付のドヴガレフスキー報告によれば、ベネシュとの会談で明らかになった点は、ベネシュの提案が非公式なものであること、ルーマニア、ユーゴスラヴィアとの協議は行われていないこと、ルーマニアが対ソ姿勢を変えてはいないこと、などであった。この報告に対し、リトヴィノフは、ベッサラビア問題を理由に挙げて、交渉成功の可能性

- に暗い見通しを示している。ДВП, т. XVI, док. 71, 77, 84.
- (46) DMČS, díl II, dok. 438, pozn. 1.
- (47) Tamtéž, dok. 439.
- (48) Tamtéž.
- (49) V. Soják, cit. práce, str. 211. Přehled..., str. 240. あわせて, DDF, 1, III, n° 115 および ДВП, т. XVI, док. 113. も参照せよ。
- (50) DDF, 1, III, n° 125.
- (51) Přehled..., str. 241. 4月25日, チェコ議会の外交委員会での演説でも, ベネシュは, 対ソ問題で積極性を示している。E. Beneš, *Boj o mír a bezpečnost státu*, Praha, 1934, str. 749.
- (52) ソ連の動きは, J. Haslam, *op. cit.*, pp. 13–16.
- (53) V. Soják, cit. práce, str. 215.
- (54) Tamtéž. ДВП, т. XVI, док. 146, прим. 117.
- (55) R. Kvaček, cit. práce, str. 68. Přehled..., str. 240.
- (56) DMČS, díl II, dok. 441. ソ連側の姿勢の変化については, *Documents on British Foreign Policy, 1919–1939*, 2nd Series, Vol. VII, London, 1959, No. 500 [以下, DBFP と略す] および DDF, 1, III, n° 352 を参照。
- (57) V. Král, cit. práce, str. 22.
- (58) Tamtéž.
- (59) Tamtéž. *Documents on German Foreign Policy, 1918–1945*, Series C, Vol. I, London, 1957, No. 279 [以下, DGFP と略す] も参照せよ。
- (60) ДВП, т. XVI, док. 186.
- (61) Там же. 折しも, 小協商は, 4国協定問題に直面し, 対仏交渉などにそれまで躍起となっていた。
- (62) Там же.
- (63) J. Haslam, *op. cit.*, pp. 19–20. フーゲンベルク覚書については, DGFP, C, I, No. 312 を参照。
- (64) ДВП, т. XVI, док. 213, 218. ソ連側史料によれば, ポーランドが, チェコ, ユーゴスラヴィア等, 非隣接国の加入に強く反対したため, 2条約の形式になったということである。Там же, док. 221.
- (65) Там же, док. 32.
- (66) Там же, док. 166. ポリティス報告については, John W. Wheeler-Bennett, ed., *Documents on International Affairs, 1933*, London, 1934, pp. 218–230 を参照。ルーマニアの資料に依拠した交渉経過の概略は, E. Campus, *Din politica...*, p. 325–332. ポリティス案に示された侵略の定義をより柔軟な形にするよう, イギリス, ドイツ, イタリア, ハンガリーなどが要望した。Ibid., p. 326.
- (67) 演説の中でなされたリトヴィノフ自身の説明による。ДВП, т. XVI, док. 32. 交渉のいきさつについては, DBFP, 2, VII, Nos. 523, 524, 525, 527 および DDF, 1, III, N°s 424, 474 を参照。小協商は, 5月末のプラハ小協商会議で, 「侵略の定義に関する条約」を締結する方針を決めた。E. Campus, *Din politica...*, p. 330.

- (68) 条約本文は、*ДВП*, т. XVI, док. 213, 218 を参照。
- (69) *Там же*, док. 220.
- (70) *Там же*, док. 253.
- (71) *Там же*, док. 218.
- (72) 成立までの経過は、Я. М. Копанский, И. Э. Левит, *Указ. соч.*, стр. 12-41. このプロトコルの成立は、小協商＝ソ連関係における重要な一段階と評価できる。N. Iordache, *La Petite Entente et l'Europe*, Genève, 1977, p. 85.
- (73) B. Krizman, *nav. delo*, str. 76-78.
- (74) *ДВП*, т. XVII, док. 62. ロンドンでのティトゥレスクの演説は、*DD*, doc. 292. 演説の中で、ティトゥレスクは、この条約を2国間の関係正常化に向けての重要な第一歩としている。
- (75) ティトゥレスクは、この条約を、ベッサラビア議会による決議、1920年のベッサラビア・プロトコルに次ぐ3番目の保障と主張した。M. Tejchman, "Nicolae Titulescu a rumunská zahraniční politika 1933-1936", *Československý časopis historický*, 14, sv. 5, 1966, str. 669.
- (76) R. Kvaček, *cit. práce*, str. 69. *Přehled...*, str. 241.
- (77) R. Kvaček, *tamtéž*.
- (78) たとえば、*ДВП*, т. XVI, док. 222, прим. 171.
- (79) *Там же*, док. 222.
- (80) J.-B. Duroselle, *La décadence 1932-1939*, Paris, 1979, p. 77-78. W. E. Scott, *Alliance against Hitler*, Durham, N. C., 1962, pp. 117-121.
- (81) V. Soják, *cit. práce*, str. 218. ティトゥレスクによる対ソ交渉の経過説明として、*DDF*, 1, IV, n° 289 を参照せよ。
- (82) *DMČS*, díl II, dok. 445.
- (83) E. Beneš, *Boj o mír...*, str. 783. この演説は、チェコの政党の機関誌や議会の場において、対ソ問題に関する活発な論議を巻き起こした。И. А. Петерс, *Чехословацко-советские...*, стр. 326-327.
- (84) この時期のチェコの対ソ政策を拘束する3つの要因として挙げられる、ヨーロッパ国際政治レベルにおける諸大国の対ソ政策、地域レベルでの同盟国ルーマニアの対ソ姿勢、チェコ国内の反対勢力のうち、ベネシュは第三の要因については楽観的だった。第二の要因に関しては、当事国ルーマニアの対ソ交渉の行方を注視する姿勢をとった。結局、第一の要因、とりわけ、チェコにとっては、フランスの対ソ政策が重要な鍵を握っていた。ベネシュは、仏ソの接近により対ソ承認に向けて国際環境が改善し、このことが、第二、第三の要因に好ましい影響を与えることを、期待していたと思われる。
- (85) 平井友義「ソ連外交と東欧ロカルノをめぐる歴史的覚書」『法学志林』第58巻、3・4合併号、1962年、146、148-149ページ。
- (86) J. Haslam, *op. cit.*, pp. 22-24.
- (87) J. Paul = Boncour, *Entre deux guerres*, tome II, Paris, 1945, p. 362-363.
- (88) *Ibid.*
- (89) *ДВП*, т. XVI, док. 322.

- (90) *Там же.*
- (91) *ДВП*, т. XVI, док. 332. док. 337.
- (92) *ДВП*, т. XVI, док. 390.
- (93) *Там же.*
- (94) *ДВП*, т. XVI, док. 444, прим. 321. この提案に対して、フランス側は即座に対応をしていない。翌年1月4日の会談で (*DDF*, 1, V, n° 193), レジェ事務総長がドヴガレフスキー大使からソ連提案に関する具体的説明をうけた後、しばらくフランス側はソ連側と協議を重ねなかった。1月25日、ドヴガレフスキーは、フランスへの不信感を書き綴る興味深い書簡を本国へ送っている。 *ДВП*, т. XVII, док. 26.
- (95) *DMČS*, díl II, dok. 449. *Přehled...*, str. 211–212.
- (96) V. Soják, *cit. práce*, str. 219.
- (97) И. А. Петерс, *Чехословацко-советские...*, стр. 333. チェコの工業生産指数は、1929年を100とすると、それぞれ、1930年が89.2, 1931年が80.7, 1932年が63.5, 1933年が60.2, 1934年が66.2である。 *Там же*, стр. 273.
- (98) *ДВП*, т. XVI, док. 467.
- (99) V. Soják, *cit. práce*, str. 219. ティトウレスク自身が後にソ連側に対して行った説明によると、ティトウレスクは当初はソ連に警戒心を抱いており、小協商で対ソ政策に積極的だったチェコを抑制しようとしたが、チェコの抵抗をうけ、小協商による対ソ同時承認という政策に至ったということである。 *ДВП*, т. XVII, док. 432.
- (100) 1924年の段階で、小協商3国は対ソ政策でのフリー・ハンドを原則的には相互に承認し合ったが、当時の国際環境のもとでは同盟関係が道義的に対ソ政策を拘束していた。 R. Břach, *Československá zahraniční politika...*, str. 13. ベネシュは、対ソ政策で同盟国に共同行動をとらせようとするティトウレスクの意図を承知したうえで、それでも小協商の提携関係を重視し、組織条約を締結した。 R. Kvaček, *Jednání...*, str. 12.
- (101) *DMČS*, díl II, dok. 452.
- (102) *ДВП*, т. XVI, док. 390.
- (103) *Там же.*
- (104) V. Soják, *cit. práce*, str. 224. *DDF*, 1, V, n° 137.
- (105) V. Soják, *tamtéž.*
- (106) R. Kvaček, *cit. práce*, str. 71.
- (107) R. Kvaček, *Jednání...*, str. 8.
- (108) *ДВП*, т. XVI, док. 422.
- (109) *Там же.* ただし、イリン＝ジェネフスキーは、「ベネシュを最も熱心な対ソ承認支持者であると思ったことは一度もないが」という自己の論評を書簡に書き加えている。
- (110) *Там же.*
- (111) *Там же.* なお、12月11日のコシツェ会談では、対ソ承認でハンガリーに先んじられ、対ソ接近政策の意義が低下することへの危惧が示され、早期に対ソ承認を行う方針が確認された。
- I. Oprea, *O etapă rodnică în istoria relațiilor diplomatice româno-sovietice*, București. 1967, p.

56-57.

- (12) この会議の議事録は, *DD*, doc. 303.
- (13) V. Soják, *cit. práce*, str. 225.
- (14) *DMČS*, díl II, dok. 458, pozn. 5.
- (15) *Tamtéž*, dok. 458.
- (16) R. Kvaček, *cit. práce*, str. 82. R. Kvaček, *Jednání...*, str. 18.
- (17) *DMČS*, díl II, dok. 460.
- (18) *Tamtéž*.
- (19) *ДВП*, т. XVII, док. 33.
- (20) *DMČS*, díl II, dok. 462. チェコ国内の新しい動きは, 経済的要因によるばかりではなく, 2月4日, ハンガリーが対ソ国交正常化にこぎつけたという新事態も影響していた。ハンガリーの対ソ承認がチェコやルーマニアの姿勢に影響を与えたとする見解は, А. А. Шевяков, *Установление дипломатических отношений...*, стр. 35.
- (21) *ДВП*, т. XVII, док. 33.
- (22) *Там же*.
- (23) *ДВП*, т. XVII, док. 48.
- (24) *Там же*.
- (25) *Там же*.
- (26) *DD*, doc. 305 を参照。
- (27) *ДВП*, т. XVII, док. 94. *DGFP*, C, II, Nos. 362, 364.
- (28) *Там же*, док. 105, 106, 107.
- (29) *Там же*, док. 114. ポーランドに対しては, 前年末より働きかけていたが, 5月4日, 不可侵条約の延長に関する議定書が調印された。 *Там же*, док. 157.
- (30) J. Haslam, *op. cit.*, p. 36.
- (31) *DD*, doc. 303.
- (32) *ДВП*, т. XVII, док. 47.
- (33) *Там же*, док. 49.
- (34) *Там же*, док. 57, прим. 59.
- (35) *Там же*, док. 132, прим. 126.
- (36) *Там же*, док. 132.
- (37) *Там же*.
- (38) *Там же*, док. 132, прим. 127.
- (39) *Там же*, док. 132.
- (40) *Там же*, док. 57, прим. 59. リトヴィノフとティトゥレスクが会談をもつ機会は, 5月24日, および, 5月の終わりにあったことがわかるが, 史料の中では, ベッサラビア問題には言及していない。 *Там же*, док. 181. ただ, 別の史料でのリトヴィノフの説明によれば, ティトゥレスクは, ソ連側が外交的手段によってベッサラビア問題を取り上げないという保証をするよう, リトヴィノフに求めたということであるが, 結局, この問題では, お互いにかなる

留保条件もつけず、またいかなる約束も交わさないということで落ち着いたということである。
Там же, док. 218. ベッサラビア問題を曖昧な形にして棚上げにしたことは、フランス側の史料でも確認できる。DDF, 1, VI, n° 315.

- (41) V. Král, *cit. práce*, str. 30.
- (42) ティトゥレスクは、東方条約が国際的イシューになって以降、集団安全保障構想の支持者として対ソ交渉の先頭にたつが、国内には、対ソ提携への根強い反対勢力が存在し、1936年8月、ティトゥレスクが外相の地位を追われたのを機にルーマニアの外交は大きく転換していく。N. Iordache, *op. cit.*, p. 250–251. M. Tejchman, *Nicolae Titulescu a rumunská...*, str. 681–683.
- (43) ДВП, т. XVII, док. 80.
- (44) *Там же*.
- (45) *Там же*, док. 102.
- (46) *Там же*.
- (47) *Там же*. なお、国交樹立の手續きに関しては、すでに、この年の1月のザグレブ小協商会議でチェコの意向が示されていた。DD, doc. 303.
- (48) DMČS, díl II, dok. 469.
- (49) *Tamtéž*. ユーゴスラヴィアの対ソ姿勢に加え、ルーマニアの内政的不安も対ソ承認の障害になっていた。ジュネーブから帰国した4月14日、ベネシュは、ジュネーブで示したのと全く異なった見通しを示している。「ルーマニアにおける重大な事態——国王の愛人ルペスク (E. Lupescu) の問題で起こった予備役将校同盟の指導者サモイ (S. Samoiu) と国王との対立事件——のために、小協会の対ソ承認の問題が早急に解決されることは期待できない。」*Tamtéž*, dok. 470. ルーマニアの内政的不安に関しては、DDF, 1, V, n°s 222, 225, 229, 418, DDF, 1, VI, n°s 18, 253.
- (50) ДВП, т. XVII, док. 138, 151.
- (51) *Там же*, док. 168. DDF, 1, VI, n° 221.
- (52) DDF, 1, VI, n° 99.
- (53) R. Kvaček, *cit. práce*, str. 81. *Přehled...*, str. 247. なお、チェコは、5月31日、東方条約を全面的に受け入れ、ドイツが否定的姿勢を示した場合でも、条約に加わる用意がある旨、ソ連側に伝達している。“Борьба СССР за коллективную безопасность в Европе в 1933-1935 годах”, *Международная жизнь*, 1963, № 6, стр. 156. チェコが、対ソ協力の進展を切望していたことは、ソ連側史料で確認できる。たとえば、ДВП, т. XVII, док. 192, 199, 218, 219.
- (54) バルトウーのチェコ訪問の際の主要な議題は、ハンガリー問題、ハプスブルク家復古問題、イタリア、オーストリア、ハンガリーによる3国協定問題など、中欧問題であった。(DDF, 1, VI, n°s 151, 229.) 対ソ問題に関する議論は資料には掲載されていない。東方条約の詳細がこの段階でチェコに伝えられていたかは不明だが、3月30日付のフランス外務省政策方針覚書 (DDF, 1, VI, n° 54) には、すでに、ドイツを含めた東方条約構想が示されている。ラディッチによれば、フランスの新しい構想を間接的にせよ、最初に知らされたのは (4月13日)、ポーランドであった。L. Radice, *Prelude to Appeasement*, N. Y., 1981, pp. 35–36.

対ソ問題に関する見解の相違は、この時期、フランス＝チェコ間にはほぼ存在せず、バルト圏のポーランド、チェコ訪問の主要な目的は、フランスの外交政策を容易にする方向へのポーランド外交の修正とチェコ＝ポーランド間の関係修復であったが、バルト圏はいずれの目的も達成することができなかった。*ДВП*, т. XVII, док. 138, прим. 132. *DDF*, 1, VI, n° 133, 139, 299. J. -B. Duroselle, *op. cit.*, p. 103.

- (15) *ДВП*, т. XVII, док. 132. прим. 127.
- (15) *ДВП*, т. XVII, док. 138.
- (15) V. Král, *cit. práce*, str. 32.
- (15) *Tamtěž*.
- (15) *Tamtěž*.
- (16) *Tamtěž*. R. Kvaček, *cit. práce*, str. 82.
- (16) R. Kvaček, *tamtěž*. V. Soják, *cit. práce*, str. 230.
- (16) V. Soják, *tamtěž*.
- (16) *ДВП*, т. XVII, док. 190. *DDF*, VII, n° 603 も参照せよ。
- (16) *Там же*, док. 193, док. 194.
- (16) R. Kvaček, *Jednání...*, str. 18. ベネシュのユーゴスラヴィアへの不信は、*DDF*, 1, VI, n° 345.
- (16) *DDF*, 1, VI, n° 432, 443.
- (16) *Ibid.*, n° 443.
- (16) 小協商を安定化要因とみるか、地域的統合の阻害要因とみるかなど、様々な角度から検討した研究として、次の論文を参照せよ。P. Wandycz, “The Little Entente : Sixty Years Later”, *The Slavonic and East European Review*, Vol. 59, 1981, No. 4, pp. 548–564. また、小協商を中心に捉えた戦間期の東欧の国際関係の概観として、拙稿「『独立東欧』の国際関係」(木戸藤・伊東孝之編『東欧現代史』, 有斐閣, 1987年, 所収)を参照。
- (16) ユーゴスラヴィアにとって、小協商は、イタリア問題に対処する有効な武器にはなりえなかった。また、小協商にとって、致命的であったのは、ドイツに対する各国の政策の相違であった。ルーマニア、ユーゴスラヴィア2国は、チェコほど独逸のアンシュルスの危険に敏感ではなかった。この点は、1931年の独逸関税同盟問題への2国の対応にも窮える。
- (17) この2つの方向性が両立可能なケースでは、チェコ外交にマヌーヴァーの余地と一定の対応能力が生まれた。たとえば、1924年に締結される仏＝チェコ同盟問題に関する次の研究を参照。
R. Břach, *Francouzský...*
- (17) チェコの研究には、同様な見解がみうけられる。V. Soják, *cit. práce*, str. 225. M. Teichman, *Nicolae Titulescu a rumunská...*, str. 671.

The Problem of the Recognition of the USSR by the Little Entente

Kiyoshi SAKAMOTO

After the First World War, some states enlarged their territories and others newly emerged in Eastern Europe. Among the victorious countries of Eastern Europe, Czechoslovakia, Romania, and Yugoslavia formed the "Little Entente" in 1920-1921 to maintain the *status quo* in this region, and especially to defend themselves against Hungarian revisionism and the restoration of the Hapsburg Monarchy. In the 1920's, the Little Entente functioned to a certain extent as an effective diplomatic instrument of the three countries, both in Eastern Europe and in the international arena. The policies of the respective countries toward Germany, Italy, and the Soviet Union, however, showed a marked divergence, which eventually culminated in the disintegration of this organization from within amidst the changing international situation of the 1930's. The purpose of this article is to analyse the initial stage of this disintegration by focusing on the formal recognition of the Soviet Union by the Little Entente.

Of the three countries of the Little Entente, Czechoslovakia adopted the most liberal policy toward Russia. After Allied intervention in Russia ended in failure, Czechoslovakia was one of the first countries to resume contacts with Russia. Two main principles of her policy toward Russia were nonintervention in Russian domestic politics and maintenance of economic relations. In June, 1922, Czechoslovakia concluded a provisional trade treaty with Russia, thereby recognizing her *de facto*. But Czechoslovak policy toward Russia was conditioned by three factors: the opposition of the National Democratic Party at home, the Soviet-Romanian dispute over Bessarabia, and the relations between the Allies and Russia. As early as 1922, the Czechoslovak Foreign Minister, E. Beneš, though not opposing the recognition of Russia in principle, put forward a policy toward Russia from the tactical viewpoint. He argued that Russia should not be recognized until the European situation stabilized and the rigidity of the Soviet regime was made sufficiently clear and that the recognition of Russia should be made without causing division among the Western Powers. Nevertheless, he valued the role of Russia in a new Concert of Europe, expecting her to protect the interests of small states. In his view, Czechoslovakia, with her geographical position, was to play a key role in the rapprochement of the West with Russia. An opportunity for the recognition came in 1924 when a series of countries recognized the Soviet Union *de jure*, following the British example. In January and July, 1924, the countries of the Little Entente had serious discussions on the problem, but could not take a definite stand toward the Soviet Union because of Romanian in-

transigence. Another opportunity had to be waited for until the 1930's.

In the 1930's, with the revisionist countries, especially Germany and Italy, intensifying their claims, the Little Entente was confronted with serious threats from revisionists. To strengthen their political ties, the countries of the Little Entente formed a diplomatic entity by concluding the Organization Pact. From the year 1933, the Little Entente, preceded by France, endeavored to ameliorate its relations with the Soviet Union. The Soviet Union in turn tried to enhance her security by extending her network of non-aggression pacts. Thus, these countries gradually found common interest in maintaining the *status quo*. In December, 1932, France signed a non-aggression pact with the Soviet Union. In March, 1933, Beneš unofficially proposed to the Soviet Union to conclude a single non-aggression pact between the Little Entente as a whole and the Soviet Union, in preparation for normalizing their diplomatic relations. This issue was solved in July when the Little Entente joined the Convention on the Definition of Aggression, which had originally been proposed by M. Litvinov at the Disarmament Conference in February, 1933. This diplomatic action not only signified the improvement of the relations between the Little Entente and the Soviet Union, but opened a way to their political cooperation. But the Bessarabia dispute formed a major obstacle to the normalization of their diplomatic relations. In October, 1933, the German retreat from the Disarmament Conference and the League of Nations deepened the crisis in Europe, which brought about several diplomatic initiatives. France entered into negotiations on mutual assistance with the Soviet Union. The Romanian Foreign Minister, N. Titulescu, who had rejected a final draft of a Soviet-Romanian non-aggression pact in October, 1932, came to realize the importance of the Soviet Union for Romanian security. In accordance with a resolution of the Little Entente Conference in January, 1934, Titulescu made serious attempts to find a satisfactory solution to the Soviet-Romanian dispute. In spite of his efforts, the Romanian Foreign Minister failed to find a formula acceptable to both sides.

In April, 1934, France resumed negotiations with the Soviet Union and proposed a comprehensive pact involving France, the Soviet Union, Germany, Poland, Czechoslovakia, and the Baltic states. This pact, called the "Eastern Pact", played a decisive role in the recognition of the Soviet Union by each country of the Little Entente independently. For Czechoslovakia's security, the Eastern Pact was of vital importance. The normalization of the relations between the Little Entente and the Soviet Union was indispensable as a prerequisite of the Eastern Pact. Beneš finally determined that Czechoslovakia should recognize the Soviet Union *de jure* even if by herself. In June, he issued an ultimatum to Romania and Yugoslavia demanding the simultaneous recognition of the Soviet Union. The former obtained the sanction of the king. The latter, however, could not surmount the opposition of King Alexander. On June 5, Czechoslovakia and Romania recognized the Soviet Union *de jure*. This "independent" recognition symbolized a sharp divergence in policies of the countries of the Little Entente toward seeking national security.